

# 決算特別委員会会議記録

決算特別委員長 末宗 秀雄

## 1 日 時

平成27年10月19日(月) 午前10時01分から  
午後 3時19分まで

## 2 場 所

本会議場

## 3 出席した委員の氏名

末宗秀雄、吉岡美智子、志村学、衛藤博昭、大友栄二、土居昌弘、毛利正徳、濱田洋、井上伸史、後藤慎太郎、羽野武男、二ノ宮健治、三浦正臣、藤田正道、馬場林、尾島保彦、戸高賢史、荒金信生、堤栄三

## 4 欠席した委員の氏名

木付親次、元吉俊博

## 5 出席した委員外議員の氏名

守永信幸、小嶋秀行、久原和弘、森誠一

## 6 出席した執行部関係の職・氏名

総務部長 島田勝則、福祉保健部長 草野俊介、  
議会事務局長 滝口定義、人事委員会事務局長 河野盛次、  
労働委員会事務局長 小嶋浩久、監査事務局長 宮崎淳一 ほか関係職員

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第94号議案平成26年度大分県一般会計歳入歳出決算の認定について、第95号議案平成26年度大分県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について及び第96号議案平成26年度大分県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行った。

詳細については、別紙「会議の概要及び結果」のとおり。

## 9 その他必要な事項

なし

## 10 担当書記

議事課委員会班	課長補佐(総括)	井上薫
議事課委員会班	課長補佐	工藤ひとみ
議事課議事調整班	主幹	堺田健

# 決算特別委員会次第

日時：平成27年10月19日（月）10：00～

場所：本会議場

## 1 開 会

## 2 部局別決算審査

### (1) 総務部

- ①決算説明
- ②質疑・応答
- ③内部協議

### (2) 福祉保健部

- ①決算説明
- ②質疑・応答
- ③内部協議

### (3) 議会事務局

- ①決算説明
- ②質疑・応答

### (4) 人事委員会事務局

- ①決算説明
- ②質疑・応答

### (5) 労働委員会事務局

- ①決算説明
- ②質疑・応答

### (6) 監査事務局

- ①決算説明
- ②質疑・応答

### (7) 各種委員会等決算に係る内部協議

## 3 その他

## 4 閉 会

## 会議の概要及び結果

**吉岡副委員長** ただいまから、本日の委員会を開きます。

この際、付託された議案を一括議題とし、これより審査に入ります。

本日の審査は、総務部、福祉保健部、議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局及び監査事務局であります。

これより総務部関係の審査に入ります。執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔・明瞭をお願いします。

それでは総務部長及び関係課室所長の説明を求めます。

**島田総務部長** それでは私から4点、1点目は平成25年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況報告、2点目は平成26年度における主要な施策の成果、3点目は「平成26年度行政監査、包括外部監査の結果の概要」、4点目は総務部の平成26年度決算の概要についてご説明申し上げます。

1点目、昨年度の決算特別委員会でご意見をいただいた事項のうち、総務部が関係する2項目につきまして、その後の措置状況をご報告申し上げます。

お手元の平成25年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況報告書の1ページをお開きください。財政運営の健全化についてであります。

財政運営については、持続可能な財政基盤を構築することを基本に進めており、財政調整基金残高の確保と、臨時財政対策債を除いた通常債残高の減少を目標としています。

基金残高については、26年度末で431億円となり、行財政高度化指針の目標額を73億円上回って確保しました。

県債残高については、1兆487億円と前年度末に比べ総額で減少し、臨時財政対策債を除く実質的な残高も13年連続で減少しました。

他方、国においては、平成32年度の財政健全化目標に向けた今後5年間の経済・財政再生計画のもと、経済・財政一体改革に取り組むこととしており、地方財政への影響も懸念されます。また、社会保障費の増大など、今後の財政負担も懸念されます。安定した財政運営を行うには、標準財政規模の10%に当たる320億円程度の基金残高を常に確保していくことが必要と考えておりますが、本年7月に試算した今後の財政収支見通しでは、行財政高度化指針と同様に歳入確保・節減の取り組みを行った場合でも、31年度末の基金残高は245億円まで減少する見込みです。

こうしたことから、行財政基盤強化のための具体的な取り組み内容と実施時期を明示した大分県行財政改革アクションプラン、現段階では仮称でございますが、これを平成27年度に策定し、より一層の行財政改革に取り組むこととしたところです。その上で、新たな長期総合計画である安心・活力・発展プラン2015の推進に向けた積極的な政策展開と財政健全化とのバランスのとれた行財政運営に努めてまいります。

なお、不用額については、国庫補助の交付決定のおくれなど、3月補正予算の編成時には所要額を見込めなかったことが主な要因であり、また、口蹄疫の発生等に備えた経費も含まれていますが、今後とも、可能なものにつきましては、極力抑えるように努めてまい

ります。

次に、2ページをお開きください。収入未済額の解消についてであります。

県税の収入未済額については、納期内納付の勧奨による滞納の未然防止及び滞納者への厳正な滞納処分などによる収入未済額の縮小に努めた結果、平成26年度の県税の収入未済額は、前年度に比べ3億6,677万円余減少しました。

県税収入の確保は、財政基盤強化のための重要な柱であることから、収入未済額の約6割を占める個人県民税と課税件数の多い自動車税を重点税目と定め、徴収強化に努めました。

個人県民税については、賦課徴収を行う市町村との連携を密にし、県徴収職員の併任派遣や滞納整理合同研修の開催などにより、市町村職員の徴収技術の向上を図りました。また、給与所得者に係る特別徴収については、個人住民税特別徴収適正実施推進プランに基づき、市町村と連携して企業訪問や広報活動などの取り組みを行い、特別徴収義務者の一斉指定を行いました。その結果、個人県民税の平成26年度の徴収率、現年分は前年度に比べ、0.25ポイント向上しました。

自動車税については、休日や夜間など滞納者の生活実態に即した滞納整理を行うとともに、12月と2月の徴収強化月間を中心に滞納処分を行い、収入未済額の圧縮に努めました。今後も引き続き、個人県民税、自動車税を初め、県税全体の収入未済額の圧縮に取り組めます。

また、税外未収債権の縮減については、未収債権の関係課室長で構成する税外未収債権縮減対策委員会等の場において、債権管理マニュアルに基づく取り組みの徹底や弁護士法人等に外部委託事例の情報共有を図っております。

その結果、中小企業設備導入資金貸付金の一部や母子父子寡婦福祉資金貸付金について、新たに回収事務等の外部委託を開始するとともに、医業未収金については、外部委託先をかえるなど、適宜見直しも行っています。

今後も引き続き、税外未収債権の縮減に取り組めます。

以上で、平成25年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況報告書の説明を終わります。

続きまして2点目、平成26年度における主要な施策の成果についてご説明いたします。お手元の平成26年度における主要な施策の成果の5ページをお開きください。県有財産利活用推進事業でございます。

この事業は、歳入確保策の一環として大分県新県有財産利活用推進計画に基づき、未利用地等の県有財産の有効活用を推進するため、測量や不動産鑑定等を実施したものです。

事業内容と今後の課題ですが、大野川有料道路管理事務所跡地や宿舍を売却するとともに、庁舎空きスペースの貸し付け等も実施しました。また、計画的に売却や貸し付けを行うための測量委託や不動産鑑定を実施しました。課題としては、数回入札を試みても応札のない物件があるということでもあります。

事業の成果については、売却等による収入額が平成16年度から平成26年度末までで98億3,400万円の実績、110.0%の達成率となっております。

4番の今後の方向性等については、継続・見直しとしております。現行計画における歳入確保目標額を達成するとともに、次期計画を策定し、一層の取り組みを推進していきま

いと考えております。

次の6ページをお開きください。政策県庁を担う人材育成推進事業でございます。この事業は、政策県庁を支える人材を育成するために、自治人材育成センターにおける研修メニューの拡充など、職員研修制度の充実を図るものです。

事業内容と今後の課題の欄ですが、県・市町村の合同研修では、自治人材育成センターにおいて、市町村職員との合同研修を15講座から28講座に大幅に拡充することで、県と市町村の交流を深めるとともに、効率的な運営に努めたところです。また、女性職員のキャリア形成を支援するため、新たに育休職員への研修受講機会の提供や研修参加時の託児サービスを実施しました。

事業の成果の欄ですが、職員アンケートによる受講満足度は86.1%と、8割以上の満足度ではありますが、目標とする9割には達成していません。

そこで今後の方向性等であります。研修効果測定による職員の声をもとに、合同研修内容の改善及び拡充を図るなど、職員研修制度を充実させるとともに、女性職員のキャリア形成支援を推進するため、継続・見直しとしております。

次に、7ページをお開きください。市町村行政基盤拡充事業でございます。この事業は、市町村への権限移譲を推進するため、ワーキンググループ会議を開催するとともに、移譲された事務の執行に必要な経費を交付するものです。

まず、事業内容と今後の課題の欄ですが、市町村に移譲された26事務を対象に、所要額を算定のうえ交付金を交付しました。また、大分県市町村権限移譲ワーキンググループ会議を4回開催するなど、各市町村との意見交換や協議を行い、移譲の推進に努めたところです。

事業の成果としては、農地法に係る事務は日出町と、身体障害者福祉法施行令に係る事務は大分市を除く17市町村と協議が調い、平成26年度までに279事務の移譲が確定しました。

今後の方向性等については、権限移譲の推進により、市町村の自主的、自立的な行政運営が可能となり、住民サービスの向上が図られるよう、継続して取り組みを進めることから継続・見直しとしております。

次に、8ページをごらんください。県・市町村連携モデル事業でございます。この事業は、人口減少・少子高齢社会においても、小規模町村が住民に対する行政サービスを持続可能な形で提供できるようにするため、国の委託事業を活用し、県による補完の効果・課題を検証したものです。平成26年度はモデル的に姫島村及び九重町を対象に、振興局職員を併任職員として両町村に配置し、姫島村では水産業を、九重町では観光を振興するための取り組みを実施しました。

事業の成果としては、県が有する専門的なノウハウや人的ネットワーク、町村という枠組みを超えた視点を生かすことで、姫島村では、水産事業者への経営・価格設定に関する研修会の開催や姫島車えびしゃぶしゃぶの普及促進を図りました。九重町では、スポーツツーリズムを推進するための土台づくりとして、宿泊施設に対するニーズ調査やスポーツ合宿誘致に向けたPRパンフレットの作成などに工夫をしたところです。

今後の方向性等については、27年度も、県は振興局職員を併任職員として派遣して支援しております。両町村において取り組みが進んでいますが、具体的な例として、姫島村

では、大分市・別府市のホテルにおいて、水産加工品の普及イベントを今後予定しています。九重町では、7月に九重森林公園スキー場に簡易クロスカントリーコースを整備し、さっそく、実業団などに利用されました。国の委託期間が単年度であるため、事業としては終了としていますが、引き続きこれまでの取り組みを生かしながら、両町村を支援してまいります。

以上が、総務部の平成26年度における主要な施策の成果についてであります。

続きまして、3点目、「平成26年度行政監査、包括外部監査結果の概要」についてです。説明に先立ちまして、一言、ご報告とおわびを申し上げます。

先般、東部振興局におきまして、補助金が詐取され、当該補助金の補助事業者が起訴されるといった事件が起きました。事実関係の詳細については、所管する企画振興部からご説明を申し上げますが、県民の皆様にご心配をおかけしたことを、この場をかりておわび申し上げます。大変申しわけございませんでした。県といたしましては、このような事案が2度と起こらないよう、再発防止に努めてまいります。

さて、お手元の資料「平成26年度行政監査、包括外部監査の結果の概要」の1ページをごらんください。行政監査結果の概要につきましては、各部局に対する改善検討事項はございませんでしたので、他部局の分も含めまして、総務部で一括して説明させていただきます。

平成26年度の行政監査では補助金等で整備された施設等の活用状況についてをテーマに、施設等が有効に活用されているか、また、所管課が施設等の活用状況を把握・検証し、適切な支援を行っているか、補助事業24事業について、28機関を対象に監査を受けたところでございます。

監査の結果、補助金で整備された施設等は、事業の目的に沿って活用されており、総じて目的に沿った効果があらわれていた。また、施設等の活用状況や効果の把握・検証についても、検証が適切なほど、効果が明瞭となり、課題解決や関係機関の支援等に大きく役立っていたというものでございました。

今後は、補助事業をより効果的に執行していくため、効率的で効果的な検証が容易に行える仕組みづくりを一層推進し、PDCAの実践力をさらに高めてもらいたいとの意見をいただいております。

次に包括外部監査について、総務部に関する監査の結果及び意見につきましてご説明申し上げます。

3ページをお開き願います。最初は外部監査の結果についてです。下から2番目、支出負担行為決議書の決裁日についてをごらんください。内容は支出負担行為決議書の決裁日記入欄に決裁日の記載がなされておらず、組織としての意思決定がなされた日付が不明であったといったものでございます。そのほか、8件の監査結果をいただいております。

12ページをお開き願います。次は意見についてです。1番上、契約書文言の明記についてをごらんください。内容は委託契約書に、再委託の禁止の文言が記載されていないため、明記されることが望ましいといったものでございます。そのほか、15件の監査意見をいただいております。

これらの監査結果や意見に対しましては、総務部内はもとより、全庁的にもこのような事案が生じないよう、再発防止に努めたいと考えております。

以上が「平成26年度行政監査、包括外部監査結果の概要」であります。

最後に、4点目の総務部の平成26年度決算についてご説明申し上げます。お手元の平成26年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書の1ページをお開きください。総務部の平成26年度歳出決算総括表でございます。

歳出決算額は、左から4列目の支出済額の歳出合計欄に記載されております。総務部の平成26年度一般会計の歳出決算額は1,520億3,299万4,651円、平成26年度公債管理特別会計の歳出決算額は、その下の1,231億185万3,034円でございます。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。

引き続き、決算内容の詳細につきましては、それぞれの担当課室所長より説明させていただきます。

**山本行政企画課長** 知事室長が、海外出張中でありますので、私から知事室分と行政企画課の2所屬分についてご説明申し上げます。同じ資料の3ページをお開き願います。

まず、知事室分について、ご説明申し上げます。

第2款第1項第1目一般管理費、決算額は1億6,177万1,898円でございます。

まず、給与費1億3,507万1,917円ですが、これは知事、副知事及び知事室職員の給料及び職員手当等でございます。

次に、秘書事務費2,228万8,382円ですが、これは知事、副知事の用務及び秘書用務に係る旅費等の経費です。

次に、表彰事務費441万1,599円は、11月3日の文化の日に行う知事表彰や県賞詞等、表彰者への記念品代等の経費です。

以上で、知事室分の説明を終わります。

引き続き、同じ資料の4ページをお開き願います。行政企画課分でございます。

第2款第1項第1目一般管理費です。決算額は2億5,451万9,215円です。主な内訳としましては、1番上の給与費2億750万4,029円は、行政企画課及び県有財産経営室の職員28人分の給与費でございます。

上から3番目の外部監査費1,264万2千円は、外部監査の実施に要した経費でございます。

続いて5ページをお願いします。第2項第1目企画総務費です。決算額は1,176万855円です。これは、全国知事会負担金861万8千円のほか、九州地方知事会の連絡調整等に要した経費でございます。

以上で行政企画課分の説明を終わります。

**牧県有財産経営室長** 県有財産経営室分についてご説明申し上げます。決算事業別説明書の4ページをごらんください。第7目財産管理費でございます。決算額は3億3,652万4,029円となっております。

主な内訳といたしましては、事業説明欄の3番目、ページがかわって5ページの県有財産維持管理費ですが、その下の内訳冒頭の県有財産所在市町村交付金2億8,496万9,300円でございます。これは、県以外の者が使用している固定資産を対象に固定資産税相当額を市町村に交付したものであります。

その他は、職員宿舍の管理等に要した経費などがございます。

続いて、不用額について説明します。決算附属調書の15ページをお開きください。

中ほどにあります総務管理費の下から3番目、財産管理費の不用額1,499万3,268円のうち、県有財産経営室分は831万6,971円であります。

不用額の主なものは、県有財産利活用推進事業費に係るもので、未利用地売却のインターネットオークションが不落札となり手数料が不要になったもの、また、不測の宿舍修繕に対応するための修繕料等が見込みを下回ったことによるものであります。

以上で県有財産経営室分の説明を終わります。

**田所県政情報課長** 県政情報課分についてご説明申し上げます。決算事業別説明書の6ページをお開き願います。

第2款第1項第1目一般管理費でございますが、決算額は2億937万8,452円は、県政情報課、法務室及び公文書館職員29人分の給与費でございます。

次に、第4目文書費の決算額1億3,914万4,385円でございますが、主な内訳としまして、まず、文書収発・浄書集中管理費6,436万7,003円ですが、これは公文書の収受、発送、浄書に要した経費であります。

次の法制事務費2,784万6,094円ですが、これは条例・規則の制定等に要した経費であります。

7ページに移りまして、上から3番目の公文書館運営費2,966万1,419円は、公文書館における歴史的公文書等の収集・管理等に要した経費であります。

以上で県政情報課分の説明を終わります。

**藤原人事課長** 人事課分についてご説明申し上げます。決算事業別説明書の8ページをお開きください。

まず、第1目一般管理費でございます。決算額は42億1,876万2,450円であります。その主な内訳は、人事課職員42名分の給与費2億9,455万3,808円、人事課で一括計上しております各部局の超過勤務手当13億6,439万6,500円、平成26年度中に退職した知事部局等職員120名に対する退職手当25億3,034万933円等であります。

次に第2目人事管理費でございます。決算額は1億2,772万9,786円であります。その主な内訳としまして、上から2番目の項目の人事事務費7,343万8,999円でございます。これは、人事課非常勤職員の報酬等の経費及び人事事務の運営に要した経費であります。

次に1番下の項目の職員研修費5,163万1,898円でございます。これは、職員の能力・意欲向上を図るための各種研修に要した経費で、研修を実施している公益財団法人分県自治人材育成センターに対する負担金が主なものであります。

続きまして、9ページをごらんください。第3目職員厚生費でございます。決算額は1億4,062万4,555円であります。その主な内訳は、1番の上の項目、健康管理事業費8,471万4,676円で、これは職員の定期健康診断等に要した経費であります。

次に、安全衛生管理事業費3,085万563円でございます。これは、労働安全衛生法や大分県職員安全衛生管理規程に基づき、職場における安全衛生活動等に要した経費で、産業医及び非常勤保健師の報酬が主なものであります。

次に、福利厚生事業費1,620万1,865円でございます。これは、独身寮の運



営委託及び地方職員共済組合に対する負担金が主なものであります。

次の10ページをお開きください。ページ中段の第9目恩給及退職年金費でございます。決算額は2,795万3,041円であります。これは、恩給法及び大分県恩給条例に基づき、昭和37年11月以前の退職者及びその遺族に対し恩給を支給したものであります。

最後に第10目諸費でございます。決算額は1億4,486万7,710円であります。これは、職員住宅の建設費償還金のほか、維持修繕等の職員住宅の管理運営に要した経費でございます。

以上で人事課分の説明を終わります。

**大友財政課長** 財政課分についてご説明いたします。決算事業別説明書の11ページをお開き願います。

第1項総務管理費第1目一般管理費、決算額は右上にありますとおり2億1,330万42円でございます。これは、財政課所属の職員24人分の給与費や、議案書の印刷代などの県議会関係経費、国や関係機関との連絡調整に要した経費でございます。

その下の第5目財政管理費、決算額1億1,029万3,158円は、予算編成や各種財政調査に要した経費と、次の12ページ上段、事業説明欄にあります諸費であります。これは、25年度に一般財団法人となった県職員互助会及び警察職員互助会から残余財産の寄附を受け入れ、これを県有施設整備基金へ積み立てたものなどでございます。

続いて、第2項企画費第2目企画調査費、決算額222万9,259円は、おおいた元気創出基金に運用利息を積み立てたものでございます。

その下、第12款第1項公債費第1目元金の決算額779億636万8,677円と、次の13ページ上段の第2目利子の決算額120億3,776万3,847円でございます。これらは、後ほど説明する公債管理特別会計への繰出金や、市場公募債の満期一括償還に備え、減債基金への積み立て66億円を行ったものなどでございます。

その下の第3目公債諸費、決算額は1億2,878万1,175円でございます。これは市場公募債の発行時に、金融機関等に支払う受託、あるいは引受手数料、また、その下の特別会計繰出金は借換債を証券で発行する場合に必要となる手数料などでございます。

次の14ページ上段、第13款諸支出金第1項第1目積立金、決算額は88億4,746万541円でございます。これは、財政課所管の4つの基金の運用利息の積み立てを行ったほか、財政調整基金及び減債基金に対しては、25年度決算剰余金の一部を条例に基づき積み立てるとともに、県有施設整備基金について、今後の県有施設の計画的な保全に備えるため、積み立てを行ったものです。

その下、第14款予備費についてでございます。予備費充当額は、事業説明欄の右端にありますとおり2,415万2,358円で、個別の充当額につきましては、各部事業課において本冊子に計上いたしております。

次に、15ページに移りまして、公債管理特別会計についてでございます。

まず、当該特別会計の概要についてご説明したいと思いますので、お手元にお配りしてあります決算特別委員会追加資料（総務部）をごらんください。公債管理特別会計は、借換債の発行が年々増加する中で、一般会計の実質的な予算規模を把握するとともに、公債費の経理の明確化を行うことを目的として、平成17年度に設置したものでございます。

まず、借換債のご説明をいたします。1番下の図の2の借換債の仕組みをごらんくださ

い。

借換債とは、県債の償還の平準化を図るため、借りかえを予定して発行する県債でございます。ここでは、10億円の借り入れを例示していますが、金融機関は通常10年の貸し付けを基本としていることから、県において20年の長期借り入れを行う場合、借り入れから10年後に、既に支払い済みの元金4.2億円を除く残りの元金5.8億円を一旦全額償還しなければなりません。そこで、その償還する5.8億円を再度借り入れるようにしていますが、これが借換債でございます。

次に中段にあります(3)の仕組み図をごらんください。図にありますように、従前は借換債を発行すると、一般会計に発行した額が上乗せされる形になりますので、その規模が拡大しておりました。これを解消するため、借換債に係る歳入、歳出部分を特別会計に移すことによって、予算規模の適正化を図るものです。

この公債管理特別会計の26年度の決算ですが、再度、決算事業別説明書の15ページをごらんください。

まず、第1款公債管理費第1項公債費第1目元金決算額は1,110億4,636万8,677円、その下の第2目利子は120億3,770万4,808円でございます。元金(借換債分)397億4千万円と書いておられますのが、26年度に借りかえを行ったものであります。そのほかは、一般会計からの繰入金を財源として、県債の元金、あるいは利子の支払いを行ったものでございます。

また、1番下の第3目公債諸費1,777万9,549円でございますが、これは、借換債の証券発行に係る手数料あるいは利払いの手数料などであります。

次に、別冊の決算附属調書の8ページをお開き願います。歳入決算額の予算に対する増減額について説明申し上げます。

中ほどにあります繰入金の内、基金繰入金の県有施設整備基金繰入金の減額127万3,004円につきましては、土木建築部で行っております大規模施設の計画的保全事業が、入札により事業費が減少したことに伴いまして、この繰入金を財源に充てておりましたので、その分が予算額を下回ったということになります。

次に、12ページをお開き願います。上から2つ目の県債についてでございます。農林水産業債13億8,300万円、土木債46億7,700万円、右の13ページに移りまして、教育債3,300万円、警察債100万円、災害復旧債1億6,400万円につきましては、それぞれ予算額を下回っております。これは、入札等による事業費の減、あるいは事業を27年度に繰り越したため、26年度の県債発行を行わなかったことによるものです。

次に、歳出の不用額についてでございます。21ページをお開き願います。

中ほどにあります公債費の公債諸費1,783万7,825円ではありますが、これは県債を発行する時に、証券と証書がありますが、証券で発行する場合、手数料がかかりますが、その発行額が、当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

**安部税務課長** 税務課分についてご説明申し上げます。大分県歳入歳出決算書の6ページをお開き願います。

1の県税につきましては、予算現額1,085億円に対し、収入済額1,085億6,422万1,775円となっております、予算を6,422万1,775円上回っております。税

目別内訳につきましては、ごらんのとおりでございます。

次に、2の地方消費税清算金でございますが、収入済額276億7,094万8,009円となっております。これは、他の都道府県に納付された地方消費税額のうち、本県分について、他の都道府県から払い込まれたものでございます。

次に、決算附属調書の1ページをお開き願います。歳入決算額の予算に対する増減額調書の主なものについて説明いたします。

科目の欄、県民税の個人が2,693万6,030円の増収、不動産取得税が1,051万1,705円の増収、産業廃棄物税が1,603万6,746円の増収となっております。いずれも徴収率が見込みを上回ったことによるものであります。

次に15ページをお開き願います。不用額調書について説明いたします。

不用額の主なものとして科目の下から7段目徴税費の賦課徴収費が2,208万7,292円となっております。これは、法人2税等の還付金の実績が還付見込み額を下回ったことが主なものでございます。

続きまして、23ページをお開き願います。収入未済額調書でございます。県税の収入未済額は1番上の段の26億9,925万3,941円となっております。個人県民税及び自動車税を重点税目とし、徴収強化に努めた結果、昨年と比べ3億6,677万円減少しております。

主な税目についてご説明いたします。

収入未済額の最も大きなものは、県民税の個人でございます。昨年と比べ2億7,782万円減少し、16億208万631円で、全体の約6割を占めております。

次に、事業税の法人が1億2,009万2,158円。これは、主に修正申告や更正処分に伴うもので、課税時には既に倒産や資金繰りが悪化している事案などによるものでございます。

次に、自動車税が2億98万3,900円。これは、課税件数が多いことや担税力の乏しい納税者がいることなどが大きな要因でございます。

次に、産業廃棄物税が4億1,191万9,785円。これは、課税調査により更正処分を行った特別徴収義務者の納入が滞っているものでございます。

次に、31ページをお開き願います。不納欠損額調書でございます。県税の不納欠損額は2億3,326万5,241円となっております。

主な税目についてご説明いたします。

県民税の個人が1億9,524万28円、33ページの事業税の法人が357万7,357円、自動車税が2,153万6,617円となっております。不納欠損処分の理由としましては、倒産や行方不明などにより滞納処分の執行を停止して3年が経過したことや、時効が完成したことなどによるものでございます。

次に、歳出決算の状況についてご説明申し上げます。決算事業別説明書の16ページをお開き願います。第2款総務費の第3項徴税費について説明いたします。

まず、第1目税務総務費でございますが、決算額は14億2,045万6,284円となっております。これは県税の賦課徴収に従事しております税務職員197名分の給与費が主なものでございます。

次に、その下の第2目賦課徴収費でございますが、決算額は28億4,383万708

円となっております。

主なものについてご説明いたします。

まず、事業別決算額の1番上にあります県税事務運営費、この事業の説明欄の1行目、償還金利子及び割引料が4億3,749万542円となっております。これは、法人2税等の還付金が主なものでございます。

次に、同じく事業別決算額の2番目にあります県税徴収事務費、この事業の説明欄の1行目、県民税徴収交付金が16億5,038万3,370円となっております。これは、個人県民税を徴収した市町村に対し、規定額を交付するものであります。

次に、18ページをお開き願います。諸支出金について主なものをご説明申し上げます。

第2項地方消費税清算金でございますが、決算額は233億8,024万9,009円となっております。これは本県に納入された地方消費税を、配分割合に応じて、他の都道府県へ支出するものであります。

次に、20ページの第6項地方消費税交付金でございますが、決算額は139億4,370万4千円となっております。これは清算後の地方消費税相当額の2分の1を県内の市町村に対し、市町村の人口及び従業者数で按分して交付するものでございます。

以上で、税務課分の説明を終わります。

**渡辺市町村振興課長** 市町村振興課分についてご説明申し上げます。決算事業別説明書の27ページをお開きください。

まず、総務管理費第1目一般管理費でございます。決算額は3,105万7,936円で、これは市町村振興課職員4人分の給与費でございます。

その下の県庁舎別館及振興局費は、振興局職員158人の給与費12億2,033万3,804円と振興局と総合庁舎の運営に要した経費2億1,294万5,776円です。

次に、28ページをごらんください。企画調査費107万9,104円でございますが、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、過疎地域の振興対策に要した経費でございます。

その下の市町村連絡調整費の2億5,692万4,974円ですが、その内訳は、1番上の市町村振興課職員21人分の給与費が1億4,082万7,545円、2段目の権限移譲の交付金に係る市町村行政基盤拡充事業費が3,226万7千円であります。

次のページの自治振興費6億6,800万9,944円は、市町村振興のための各種事業に活用することを目的に、全国自治宝くじの収益金を、大分県市町村振興協会等に交付したものです。

次に、30ページをお願いします。選挙管理委員会費1,727万1,337円は、市町村振興課職員2人分の給与費と選挙管理委員4人分の報酬など委員会の運営に係る経費です。

その下の選挙啓発費1,234万6,342円は、常時啓発であります明るい選挙推進事業費や昨年執行された第47回衆議院議員総選挙及びことし執行された統一地方選挙の臨時啓発に要した経費です。

次に、31ページをお願いします。地方選挙費1億4,994万3,575円は、ことし執行された統一地方選挙の管理執行に要した経費です。

その下の衆議院議員総選挙費5億3,216万8,044円は、昨年度の衆議院議員総選挙の分でございます。

裁判官国民審査費 479万2,447円は、最高裁判所裁判官の国民審査に要した経費です。

次に、不用額についてご説明申し上げます。決算附属調書の15ページをお開きください。

まず、中ほどにあります県庁舎別館及振興局費の不用額1,189万5,438円のうち、当課該当分は1,092万7,420円でございますが、これは、主に光熱水費や燃料費等の需用費の節減等によるものです。

次に16ページをお開きください。1番上の衆議院議員総選挙費の不用額9,282万6,956円でございますが、これは投・開票所の運営経費など市町村への委託に要する経費等が見込みを下回ったものです。

以上です。

**中園総務事務センター所長** 総務事務センター分についてご説明申し上げます。決算事業別説明書の32ページをお開きください。

第2款第1項第1目一般管理費でございます。決算額は3億9,400万4,281円であります。その内訳ですが、事業別決算額の1番上、6,208万4,229円は総務事務センター職員8人分の給与費でございます。

その下の4,506万3,759円は、主に職員の給与及び旅費の事務を行う非常勤職員の雇用に要した経費でございます。

その下の2億8,615万5千円は、総務事務センターに一括予算計上しております知事部局等の職員に支給した児童手当等でございます。

以上で総務事務センター関係の説明を終わります。

**吉岡副委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し簡潔・明瞭に答弁願います。

事前通告が3名の委員から出されていますので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

**堤委員** まず、決算附属調書31ページの不納欠損額で県民税1億9,849万円のうち、個人県民税が98%を占めていますけれども、個人の納付が厳しくなっていると思うんですけれども、その原因を県として何らかのことを考えているのかということと、あと自動車税について2,453万円ありますけれども、これはコンビニ納税を進めてきていますけれども、そういうふうなものでは改善をしているのかどうかということ。

2点目は、事業別説明書16ページの県税徴収事務について、これは毎年聞いていますけれども、個人・法人事業税等で差し押さえの件数及び金額、徴収猶予、滞納処分の執行停止の件数と金額ですね。納税交渉の中での猶予や停止をする場合、何を基準にしてそれを実行しているのかということと、最後に市町村振興の関係で、説明書29ページ、住民基本台帳ネットワーク、これ一般質問の中で12月で終了するというふうに答弁されていますけれども、その廃止する場合の処理はどのようにするのか。また、情報流出対策というのはどうしていくのか。あわせて住基ネットワークシステムにかかったこれまでの経費が幾らなのかということをお伺いいたします。

**安部税務課長** まず、1点目の不納欠損額についてでございますが、企業がみずから税額

を申告納付する法人県民税などと異なりまして、多くの個人が負担する個人県民税についてはどうしても滞納が多くなってしまいう傾向があります。

さらに、平成19年度に行われた所得税からの税源移譲に伴いまして、滞納金額が2倍にふえ、不納欠損額についても2倍程度にまで増加したところでございます。個人県民税については市町村と連携して取り組んできた結果、収入未済額は5年連続で減少し、不納欠損額についても前年度から約10%減少しているところでございます。

次に、自動車税については、滞納整理を進めてきた結果、収入未済額は11年連続で減少し、不納欠損額についても年々減少してきております。また、県民の利便性向上のため、平成20年度から導入したコンビニ納税につきましては、3割以上の方々にご利用いただくまでにふえてきております。これに伴って、納期内納付率も導入前より10%以上向上したところでございます。コンビニ納税が直ちに不納欠損額の減少に結びつくというわけではございませんが、不納欠損額については、平成18年6,700万円ございましたが、26年は2,200万円と減ってきております。今後も引き続き個人県民税、自動車税を初め、県税全体の収入未済額の圧縮に取り組んでまいりたいと思っております。

次に2点目、差し押さえ処分等の件数でございます。

県税全体で見ますと、差し押さえ処分の件数は2,037件、金額は6億275万4,948円となっております。納税の猶予制度である徴収猶予、滞納処分の執行停止については、決算書の収入未済額のうち徴収猶予の件数は28件、金額は3,338万5,162円となっております。滞納処分の執行停止の件数は1,513件、金額は2億7,204万5,109円となっております。滞納件数は減少しているものの、依然として納めていただけない方がいるのも事実であります。その際には、給与収入や預貯金の残高、不動産や自動車等の保有状況など、事実関係を調査した上で事業の継続や生活の維持が困難になる場合については、納税の猶予や滞納処分の執行停止を公平に行っているところでございます。

以上でございます。

**渡辺市町村振興課長** 3点目の住民基本台帳ネットワークについて、市町村振興課からお答えを申し上げます。

この住基システムにつきましては、住民の居住関係、これを公証するものでございますけれども、28年の1月以降、これ以降もマイナンバー制度を支える基盤として引き続き運用されます。

終了というお話いただきましたけれども、この28年1月から個人番号カードの発行に伴いまして、住民基本台帳カードですね、このカードがその1カ月前、27年12月をもって発行が終了するというようになっております。この日までに発行済みのカードにつきましては、有効期間内は個人番号カードを取得するまで使用ができるものであります。

セキュリティー対策についてですが、マイナンバー制度開始に対応しまして、制度面、技術面、運用面において対策を強化しているところであります。

経費につきましては、これまで県における住基システムに係る事業費としまして、構築事業費が累計で約5.2億円、運営事業費が累計で約10.4億円、単年度で少しばらつきがありますので、26年度決算額では約5,400万円という経費がかかっております。

この住基システムの活用についてですが、住民の利便性の向上ですとか、行政事務の効

率化に役立っているということもありまして、また、個人番号につきましては、住基システムが提供する住民票コード、これに基づいてつくられるということもありまして、住基システム上で引き続き取り扱われることとなります。これまで構築された住基システムは引き続き活用されるということになっております。

以上です。

**堤委員** 歳入の個人県民税の関係で少し話したけれども、結局98%もの方々が不納付ということは、その原因は県として何と考えていますか。金額の大小じゃなくて、原因が何なのかということを知りたいんですけども、再度それを教えてください。

それと、差し押さえの件数は2,037件で、ちょっと金額を聞き漏らしましたので、もう一遍その金額を教えてください。それと、この差し押さえについて、仮にマイナンバーができた場合、そのマイナンバーを活用して差し押さえをするということも考えられるのかどうかということを知りたいので教えてください。

以上。

**安部税務課長** 個人県民税の不納欠損の原因でございますが、これは滞納処分の停止後3年経過、もしくは5年間の時効ということで、要件としましては、生活が困窮しているというふうなことで処分停止をしたもの等でございます。それから、差し押さえの金額でございますけれども、6億275万4,948円でございます。

それから、マイナンバーにつきましては、特に現在のところ差し押さえ等で活用するということは考えておりません。

以上でございます。

**羽野委員** 決算附属調書の15ページにあります総務費の財産管理費についてお尋ねしますが、不用額が1,499万3,268円ということで、その理由が未利用地売却のインターネットオークション手数料及び宿舍の修繕料等が見込みを下回ったことによるということで、先ほどオークションの不落札は説明がありましたけれども、もう少し詳しくほかの内容とできれば金額の内訳を報告していただきたいと思っております。

**牧県有財産経営室長** 委員から財産管理費の不用額について、ご質問をいただきました。財産管理費の不用額であります1,499万3千円のうち、総務部分が831万7千円、会計管理局分が667万6千円でございます。

まず、総務部分についてですが、県有財産経営室で行っている事業でありまして、未利用となった県有財産の売却や職員宿舍等の維持管理に要する経費でございます。県有財産売却の事前準備といたしまして必要となります境界確認や測量、不動産鑑定評価につきまして、土地と隣接者との協議に時間を要したことや、売却時期の見直しなどによりまして、年度内発注ができなかったことによりまして、345万8千円が不要となりました。

また、売却手法の1つでありますインターネットオークションにつきましては、先ほども言いましたけれども、3月入札分の中津県職員住宅への応札がなかったことから、契約時に必要となる手数料112万2千円が不用となったものでございます。宿舍等の修繕費につきましては、職員宿舍の緊急的な修繕として予算措置しておりましたけれども、修繕を要する事態とならなかったため、186万6千円が不用となったものでございます。

次に、会計管理局の不用額についてですが、その主なものは県庁舎の光熱水費457万5千円です。これは県庁舎における節電の効果や本館の給湯器をガス式から電気式に切り

かえたこと及び冷房設備を更新した結果、消費電力等が減少したためでございます。

以上でございます。

**土居委員** 2点質問します。まず初めは、施策の成果の6ページです。政策県庁を担う人材育成推進事業です。受講率が低かったという評価をされているようですが、その要因と改善策についてお伺いします。

それと、センターでの研修ですね。新規講座を十幾つか設けているようですが、受講率の低かった講座はどのような講座があるのか。また、市町村の職員のニーズはどのようなところにあるのかお伺いします。

2つ目です。事業別説明書の11ページ、総務管理費の中に、予算総合システム開発委託料がございますが、当初予算では6,790万円程度だったんですが、決算額は4,623万円と、2千万円余りも下がっているわけなんです、この理由についてお伺いします。

**藤原人事課長** 政策県庁を担う人材育成推進事業の受講率が低かった原因と対策でございます。26年度の目標値774人は、研修一元化の1年目でもあったということから、変動要因があるであろうというふうに予想される中、希望者全員ができるだけ受講できるように想定される受講者数より余裕を持って定員を設定したものです。したがって、達成率86.8%というのは決して低い数字ではないというふうに考えております。27年度については、効率的な予算編成の観点から定員の考え方を改めまして、実績見合いで定員設定に変更したところでございます。これを目標値と定めたところでございます。

なお、定員以上の申し込みがあった研修につきましては、講師等と相談の上、定員以上に受講者を受け入れるなど、柔軟に対応しているところでございます。

**渡辺市町村振興課長** 市町村職員の研修ニーズについてお答えを申し上げます。

こちらにつきましては、市町村職員にとっての新規講座ということでは、平成26年度は4つ新講座がございます。その受講率は平均で103.3%になっております。

具体的な中身でございますけれども、受講率順で申し上げますと、地方自治体改革と政策講座、これは政策法務に関するものです。141.7%です。次がプレゼンテーション能力向上講座、これが133%です。次がクレーム対応向上講座、こちらが約89.6%、管理者政策講座、4つ目でございますが70.0%でございます、こういった受講率の高い講座にニーズがうかがえるところでございます。その他、新講座以外でも簿記や公会計など財務関係の講座、こういった講座のニーズが高くなっております。

今後も受講生の満足度に係るアンケート調査ですとか、こういった受講率を踏まえるとともに、市町村の意見も伺いながら研修内容を充実させていきたいと思っております。

**大友財政課長** 3点目の予算編成システムの開発経費が、当初予算額から2千万円ほど下がっているということのご指摘がありました。要因としては2つございます。1つは、全体の経費が下がったこと。それが大体1千万円ほど下がっています。それと、もう1つはこの事業2カ年でやる予定にしておりました。26年度と27年度の事業配分が27年度のほうに下がったということ、こういう数字になっております。具体的に申し上げますと、このシステム開発事業というのは、基本ソフトWindows2000というのを使っておりましたけれども、製品サポートの期間が終了するということから、新しい基本ソフトに移行してセキュリティーの向上、あるいは作業の効率化を図ろうということで機能改修



を始めました。開発に当たっては、当初パッケージソフトを購入して、それを大分県版にカスタマイズしようということを考えておりましたけれども、そのやり方でいきますと、2カ年で9,800万円ほど予定しております。その中で、さらに26年度を6,800万円ほど、27年度については債務負担で約3千万円という予算を予定しておりました。

実際に開発に当たりましては、そういう経費をいかに安くできるかということを開発業者とも協議、調整する中で、開発費についてはパッケージを購入するんじゃなくて、既存のシステムを改修することでもっと安くなりますよというので1千万円ほど落とすことができました。あわせてそういう協議をしたことによって、時期が若干後ろにずれたことで、26年度が4,600万円ほど、27年度に今予算計上しておりますけれども、4,300万円ほどというふうな形になりましたので、そういう減になっております。

いずれにしても、本システムについては、この9月までに終わるということになっておまして、その作業を完了して来年度の予算編成から新しいシステムで稼働し、運用していくという段取りになっております。

以上でございます。

**土居委員** 人事課長、ちなみに定員があふれている講座はどういう講座があるのかをお聞かせください。

**藤原人事課長** 昨年度で言いますと、複式簿記の研修が40名に対して54名、公会計の基礎研修が40名に対して49名といった状況でございましたので、こういったコースにつきましては、27年度で定員の増員を行っております。

**吉岡副委員長** それでは、事前通告されていない委員で質疑はございませんか。

**戸高委員** 総務部関係で聞いていいかわからないんですが、決算附属調書の29ページの諸収入のところなんですけれども、これ運転者責任として違反者が反則金を納付したことには減額という表現になっているんですけれども、これは通常事故等であれば、後ろに書いているように自損事故を含めて県職員が通常運転する中で、六十何件だったですかね、年間80件ぐらい事故を起こして、それで県が負担をしているんです。交通違反については、別途個人責任であるということだと思っておりますけれども、これが、ここにちょっと記載されている状況がちょっとわからないので教えていただけますでしょうか。

**大友財政課長** 大変済みません。今、手持ち資料がなくて説明できませんので、また確認して後ほど報告させていただいてよろしいでしょうか。

**戸高委員** わかりました。よろしくお願いします。そうしたら、職員が交通違反を起こした場合、要するに反則金等は自己負担という考え方でよろしいんですかね。

**島田総務部長** 当然、そのようになります。

**戸高委員** そうすると、この運転者責任として、違反者が反則金を納付したというのは、一旦誰かが立てかえてやっているのか、県がというような考え方になるのかなというふうなちょっと思ったものですから、ちょっと説明、もしもできるような形で、後日で結構ですのでよろしくお願いします。

**吉岡副委員長** ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**吉岡副委員長** それでは、事前通告が1名の委員外議員から出されていますので、事前通告のあった委員外議員の質疑を行います。

**守永委員外議員** まず、政策県庁を担う人材育成推進事業ということで、主要な施策の成果の6ページになりますけれども、これで成果指標としてある研修生の受講満足度というのは受講生に対するアンケート調査によるものと思いますが、そしてこの事業の成果の欄に「受講者同士が学び合い刺激し合うことで、より効果的、効率的な人材育成が図られた。また、育休中職員に受講機会を提供することで、キャリア形成や職場復帰に対する不安を軽減し、モチベーションアップにつながった」と記述されているんですけども、これも受講者アンケートによる効果測定でいっているのか、それとも職場の同僚や管理者の評価による効果が含まれているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それともう1つが、育休中の職員のキャリア形成支援研修は目標15に対して実績13とあるんですけども、育休を取得した職員は全体で何人いたのかということと、育休中の職員全員が希望した場合に希望者全員が受講可能なものか、その辺を教えてくださいと思います。

**藤原人事課長** 事業の成果欄の記載につきましては、人材育成センターでの研修受講者、これは階層別の研修等は除いた1,290人及び育休中の職員で研修を受講した13人に対するアンケートによるものです。また、育休中の職員でございますが、過去3年間の4月1日現在の平均で約50人であります。年間15人とした目標値につきましては、育児休業取得者の状況等を考慮いたしまして、50人の3割程度と見込んでおりますが、研修を受講した者については、原則、希望者全員に受講機会を提供できるよう自治人材育成センターと連携してできる限り対応したいと考えております。

**守永委員外議員** 効果測定の部分で、受講者の感想というふうな形になるわけなんですけれども、この記述のあり方からすると、第三者の客観的な意味合いもあるのかなというふうに受けとめたものですから、できれば同僚というわけにはいかないでしょうけれども、派遣した上司というか、所属長のその後の状況を見ての感想とか、そういったものも聞き取ってみてはどうかというふうに思うのですが。

また、育休中の職員については、年間50人近くいるというふうなことで、やはり産休から育休、そしてそれを明けてから職場に戻るといえるときに、状況ががらっと変わっているというふうなこともあるでしょうから、やはり不安が募ると思うんですね。その解消に向けたさまざまな取り組みは、それぞれの育休中の職員にさまざまな連絡をとったりとか、そういうこともされているんでしょうけれども、具体的な実務研修なり、一歩背中を押せるような形の取り組み、また、その機会を通じて育児ということに対してもっと積極的にかかわっていき、そういった働き方、ワーク・ライフ・バランスの充実に向けた、そういった考え方も、その場で提供できるようなこともやってはどうかと思うんですが、その辺だけ取り組めるかどうかというのを含めてお答えいただければ。

**藤原人事課長** 1点目のアンケートにつきましては、ご意見も参考にさせていただいて、今後、行いたいと思います。

育休中の職員に対する支援ということでございますが、今現在行っておりますのは、復帰ができるだけ円滑にできるようにということで、在宅勤務の一環ですけど、県庁の情報がe-オフィスで見れるといったものを希望者を募りまして、在宅から県庁の情報がとれるような仕組みを現在設けております。

それから、今年度から実施しておりますが、育休中の職員いろんな悩みがございます。

そういった職員に出てきていただいて、職員同士で悩みを打ち明ける機会を設けるとか、そのときに、先ほど言いました育休中の職員が研修を受講できるような、そういった広報の場にも使っていきたいと考えております。

**大友財政課長** 先ほどの戸高委員からの質問ですけど、所管部局は警察本部と今確認できました。ただ、内容が定かにわかっていませんので、この後決算特別委員会の中での警察本部のときにちょっと時間をいただいて説明させていただければと思っております。よろしく申し上げます。

**吉岡副委員長** ほかに委員外議員で質疑はございませんか。

**久原委員外議員** まず、事業別説明書の8ページ。人事課の中で、いわゆる超過勤務手当というのが載っていますが、13億6,400万円、これはもちろん県職員全体だとは思わんじやけど、13億6,400万円と言ったら、この上の42人の人件費が2億円だから、これ単純に計算して200人近くの人たちの人件費分ぐらい残業している。つまり、行政改革がどんどん進むことによって職員の超過勤務がふえているのか、あるいは、これは通常的なのか、どういう考え方をもちよるの。そのことによって、職員1人1人に無理がいつてどうしようもないようになっているのか、そういうところも含めて回答してください。

あともう1点は15ページ。これの第2目の利子120億3,700万円。これを今の人件費で計算すると1,500人分ぐらいなる。これが県内の銀行の中でどこから、大体どういうところから借りてるの。大分銀行がどのくらいあるとか、大分銀行に何人分ぐらいの人件費を払いよるの。こういうのをうまく利用して、例えば地方に行けば信用金庫だとか、あるいは信用組合だとか、そういうのがある。県が借りるから、そういうところの人たちというのは喉から手が出るほど借りてもらいたいと思うんよ。1行だけじゃなくて、そういうところは利用できるのかどうなのか。そういう問題意識と、これだけかかるということ、やっぱりどれだけ減していくかという問題意識をどう思っているんかということについて、ちょっとお聞きします。

**藤原人事課長** 超過勤務手当の決算額の対象人数は、知事部局、労働委員会を含む3,288名分の超勤手当の分を一括して計上しております。

超勤の状況でございますが、ここ最近では平成24年の九州北部災害のときに、本庁・地方機関合わせますと、1人15.2時間が平成25年度では14.4時間、平成26年度末では1人14時間と減少をしております。

ただ、定数管理が非常に厳しい中で、ワーク・ライフ・バランスというのを非常に求める中で、職員の仕事の見直しということは非常に重要なことでもあります。そのためにもやはり所属長が最先端に立って、各所属の事務の見直しを一層進めるということが重要でありますので、各所属、それから各部局ともに超勤縮減に取り組んでいるところでございます。

**大友財政課長** 2点目の利子の支払い120億円について、関連の質問がございました。まず、金利そのものは総額で今120億円ですけれども、これまで金利の高い時期といたしますか、例えば、10年前でいくと200億円程度の金利も払っておりました。そういう意味で、今低金利の中でこういった利払い費が下がっているという状況があります。その上で、当然県債は今1兆円ほどの残高がありまして、毎年、26年度でいきますと700

億円ほどの新発債を発行しております。資金調達そのものも昔は国から運用資金というのを借りながら、あるいは残りは地元行から借りる。地元の大分銀行、あるいは関係金融機関から借りるという形をやっておりました。それがやはり臨時財政対策債を発行することによって額がずっと上がってきています。そういうことで、資金調達そのものもいろいろ工夫をしなければ借りられないという状況があります。

そういった意味で、現在300億円の市場公募債というのを発行させてもらっております。市場公募債はまさにシンジケート団をつくって、大手の証券、金融機関が調達をしますので、その分は別になろうかと思えます。それ以外の先ほど言いました残りの400億円について、政府から借りる部分、それと残りは大分銀行を中心に地元行の集まりがありますので、そこに対して県として幾らを発行したいので資金を調達してくださいというお願いをしております。

県としては、どこの金融機関からどうのこうのという形はそこでしておりません。大分銀行を中心としたグループの中で各行が、例えば、豊和がどのくらい、信金がどれくらい引き受けられるというところを調整いただいて、例えば、20億円、30億円というのを県が借りるという形をとっております。

以上でございます。

**吉岡副委員長** ほかに質疑はございませんか。

**志村委員** 時間もありますので、せっかくの機会ですから質問させていただきます。

歳入でゴルフ場利用税、それからたばこ税、2つ項目を明記した税金が収入として上がっております。ゴルフについては市町村に対する交付金というのがありますので、使い道もちゃんと決まっておるんですけども、たばこの場合は、いわゆる何に使うということについての明記がない、いわゆる一般財源でどこに使われたかというのが明確じゃないと思うんですが、これはやっぱりちゃんとした明確な目的税で使える部分は使うべきじゃないかなと私ども実は思っております。例えば、今は分煙ということなんですけれども、そういうものにもある一定の割合を使うという、こういう施策をやることも大事なことじゃないかなと思っております。

市町村は市町村で別に税金が上がっておりまして、合計大分県では県と市町村で100億円と聞いておりますけれども、これが分煙等々の事業に使えないで、何に使われたかわからないというふうなことでは、愛煙家にとってはやっぱりちょっと寂しい思いがあるんじゃないかなと思っております。

したがって、県としては県有施設にある一定の税金の部分を分煙室に使うとか、特に言えるのが県有財産の中である学校ですね、県立学校、ここは全く禁煙でありますから、学校の先生が外で吸っているという光景もよく見受けられますけれども、そこをそういう分煙の自由としてきちっと使用をしていくという、そういう目的税的な部分も一部取り入れてほしいなという思いを持って質問をしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか（「異議なし」と言う者あり）。

**島田総務部長** 幅広い視点からのご質問ですので、私からお答えさせていただきますが、ご指摘のようにたばこ税につきましては、法令上、純粋な一般財源ということで、目的を持って徴収をしているものではありません。むしろ性格としては、たばこをお吸いになっている方はぜいたく品といえますか、比較的、経済的に余裕があるということで注目され

て設けられている税だと理解しております。

ただ、おっしゃるように貴重な財源をご負担いただいている喫煙者の方、ひいては小売業者の方、生産者の方々のお気持ちというものも酌み取りながら預かって使っていかなければいけないなと思っております。

一方で、今分煙よりもむしろ建物内禁煙とか敷地内禁煙とか、より厳しい方向で世が流れていると思っておりますけれども、そういった中で、県の庁舎、学校現場も含めまして、こういった禁煙、分煙対策をとっていくべきかというのは、我々ももちろん今でも問題意識を持っておりますけれども、引き続き丁寧に考えて取り組んでいきたいと思っております。

**志村委員** 国のほうもＪＲに対して、旧国鉄ですか、そこに対する負担を確かに目的として税の一部を使うと聞いておりますので、そういう同じ考え方で、私はこれは具体的に、もう特に県立高校、県庁舎はしっかりと具体的に進めるときが来ているんじゃないかなと思っておりますので、課題を実現するようにぜひお願いをしたいなという要望をしておきたいと思っております。ありがとうございました。

**衛藤委員** 決算全体にかかわることなんですが、例えば、平成２６年度における主要な施策の成果なんかを見ていると、事業実施課と評価者というのが全く同じになっているように見受けられます。これを見ると、自分自身の成績の通知表を自分自身でつけるという構造になっているように見受けられるんですけれども、こういったものに対して第三者的な評価みたいなのが入っていたりするのかなという点をお伺いします。

**山本行政企画課長** 主要な施策の成果に挙げております事務事業評価というものは、基本的に事業を行った者がみずから自分の事業を点検し、その成果の度合いを確かめ、次の事業見直しにつなげていくと、ＰＤＣＡのサイクルをみずから回していくと。そのためにみずから点検をするという意味で、その事業を行った所属の所属長がここに名前を記させていただきますまして、自己点検を行ったものということでございます。

この結果につきましては、本決算委員会等にもご説明し、ご指摘もいただきながら、また次の事業の構築に生かしていくと、そういうサイクルのものと位置づけて実施をしているところでございます。

以上でございます。

**衛藤委員** そうすると、活動指標の項目が正しいかとか、目標数値には過大であったり過少であったりしないか、そういった個別具体的なものに対する評価に対する第三者委員会的なものの設置というのは、今後の予定等、計画等としてあったりしないんでしょうか。

**山本行政企画課長** 活動指標、また成果指標、特に成果指標あたりといいますのは、長期総合計画の目標と連動してくるという部分がございます。長計に掲げました施策目標というものを達成するために、個別の事業でこういった成果を上げていくか、その積み重ねが長計の成果指標ということで上がってくるものと思っております。また、この活動指標、成果指標というものは、予算を編成する段階、この事業で一体どういう成果を上げていくのかということで、予算編成ともリンクをしてまいる部分でございます。そうした予算編成で掲げました各事業の目標というものが、この事業評価の際に目標数値として上がってきて、それが達成できたかどうかということで点検をされるものと考えております。

**吉岡副委員長** ほかにご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**吉岡副委員長** ほかにご質疑はないようでありますので、これで質疑を終わります。

それでは、これをもって総務部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

これより内部協議に入りますので、委員の方はお残りください。

〔総務部、委員外議員退室〕

**吉岡副委員長** これより、決算審査報告書について、内部協議に入ります。

先ほどの総務部の審査における質疑等を踏まえ、指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等の取りまとめについて、協議いたします。

ご意見、ご要望がありましたらお願いします。

**井上委員** 先ほどの衛藤委員が言ったことは、こういうことだと思うんですね。内部の人が内部を評価して、本当にそういった評価ができるかということが言いたいんじゃないかというので、外部からいったらどうかという意味合いでございますので、そういったところにつきましては、やはりもう少し検討すべき必要があるんじゃないかと私は思うんですけども、ひとつ検討課題に入れていただくとありがたいと思います。

それから、マイナンバーが今後施行するわけでございますけれども、マイナンバー制度が施行することによっての費用ですね、どうもわからないんです。例えば、いわゆるシステム化すると、各部署によって結構お金がかかるじゃないですか。そうした場合においての差額がこうやったからこういう効果があるというのがまだ県民及び私たちにも明確でないところがございます。これは確かに私の勉強不足もございますけれども、そういった点、今後、特にそういった項目についてはわかるように説明してほしいと、こういった要望をいたしておきたいと思います。

以上です。その2点。

**吉岡副委員長** ほかにご意見、ご要望はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**吉岡副委員長** ただいま、委員からいただきましたご意見、ご要望及び本日の審査における質疑を踏まえ、審査報告書案として取りまとめたいと思いますが、詳細については委員長に一任願います。

以上で総務部関係の審査報告書の検討を終わります。

暫時、休憩いたします。

お疲れさまでした。

1 1 時 3 6 分休憩

1 3 時 0 1 分再開

**末宗委員長** 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより、福祉保健部関係の審査に入ります。

執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔・明瞭にお願いします。

それでは、福祉保健部長及び関係課室長の説明を求めます。

くれぐれも、要点を簡潔・明瞭にお願いいたします。

**草野福祉保健部長** お手元の平成25年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況報

告書の3ページをお開き願います。

福祉保健部関係でご指摘を受けましたのは3件でございます、うち2件は収入未済額についてのご指摘であります。

まず、児童措置費負担金についてでございます。

県が児童福祉施設等へ児童を入所措置した場合、児童福祉法により、措置費の全部または一部を、本人または扶養義務者の負担能力に応じて、児童措置費負担金として徴収しています。

平成26年度末の収入未済額は約4,985万円となっており、前年度に比べ約95万円減少しています。

収入未済の主な原因は、1つ目が①納入意識の乏しい保護者が多く見られること、2つ目として②保護者の失業等による生活の困窮などといったものであります。

こうしたことから、入所措置決定を行う児童相談所において、措置開始時に保護者に対して納入意識の徹底を図り、新たな滞納の発生防止に努めるとともに、徴収事務を行っている市福祉事務所や保健所との間で、保護者の家庭状況等の情報を共有することにより、効果的な徴収が可能となるよう連携強化に取り組んでいます。

また、年3カ月を徴収強化月間とし、文書や電話・家庭訪問による催告等を集中的に実施するなど徴収の強化を図っているところであります。

27年度においても、効果的な納入指導を行い、引き続き収入未済の解消と新たな発生防止に努めてまいります。

続きまして、4ページをお開き願います。

母子父子寡婦福祉資金貸付金です。

これは、母子家庭等の経済的基盤の弱い者に対する福祉施策であることから、その償還はおくれがちとなっているところですが、多くの方は期限内の償還が困難な場合でも年月をかけて完納している状況です。具体的には、昭和28年の制度発足以来の償還率は98.2%となっています。

償還状況については、現年度分は84%前後で推移しているものの、過年度分が近年9%台にとどまっており、過年度分の収入未済額の縮減が課題となっています。

そのため、27年度から、最終納付があった後2年以上経過している債権に係る回収を、他の自治体でも実績のある民間の債権回収会社に委託するとともに、この貸付金債権に特化した研修実績もある弁護士法人を講師に、納付相談・交渉による効率的な債権回収の手法の習得を目的とした研修の開催等により、償還率の一層の向上を図ることとしています。

こうした取り組みに加え、8月と12月の償還強化月間における長期・大口滞納者を中心とした電話催告や家庭訪問の集中的な実施、また平成25年10月以降の貸し付けに係る償還金からは、期限内の納入がなかった場合、違約金の徴収を行うことなどにより、今後とも納入指導や償還の意識づけの強化を図ります。

このような取り組みにより、収入未済の解消と新たな発生の防止に努めてまいります。

続きまして、10ページをお開き願います。

生涯健康県おおいた21推進事業についてです。

指摘内容としましては、本県の健康寿命が都道府県別で30位台と低迷しているため、健康寿命についての普及啓発に一層努めるとともに、生活習慣病予防等の各種対策を積極

的に取り組まれないというものであります。

措置結果でございますが、こうした指摘を受け、今年度は、従来の取り組みに加え、無関心層が利用する外食・中食向けの美味しい減塩の手法を開発し、地場企業と連携した外食・中食の減塩化を推進しています。また、健康づくりに取り組む事業所を支援し、一定の要件を満たした事業所については健康経営事業所として認定し、今年度、初めて知事顕彰を行うとともに、ICTを活用して簡単で持続可能な健康づくりに取り組む事業所の増加を図っております。

また、10月をみんなで延ばそう健康寿命推進月間とし、市町村と連携した街頭啓発や民間企業と協働し、生活習慣病を予防するための健康づくりイベントを展開しているところであります。

さらに、新長期総合計画では、健康寿命日本一を新たな目標として掲げ、健康増進・疾病予防への取り組みを促すためのインセンティブ付与制度の導入などさまざまな施策に取り組みながら広範な県民運動を展開してまいります。

続きまして、お手元の冊子、平成26年度における主要な施策の成果により、総合評価Aと総合評価Cのうち主な事業について説明を申し上げます。

まず初めに、総合評価Aの目標をおおむね達成している事業を3つご説明申し上げます。33ページをお開きください。

放課後子どもプラン推進事業でございます。

左の上のほう、1現状・課題にありますとおり、この事業は、共働き家庭の増加や働き方の多様化等により、昼間保護者が家庭にいない世帯が増加しており、放課後における子供の遊びと生活の場の確保が課題となっていることから、2事業内容と今後の課題の活動内容にありますとおり、児童数10人以上の放課後児童クラブに対する運営費補助を行う市町村への補助などを行ったものでございます。

3事業の成果については、右側にありますとおり、26年度は大分市を除く県内191クラブで7,127人の児童が利用いたしました。

4今後の方向性等は、継続・見直しであります。おおい子ども・子育て応援プランに基づきクラブの設置促進を図るとともに、障がい児等の特に配慮を要する児童の受け入れなどを推進します。また、支援員の処遇改善や開所時間の延長等によるクラブの質の改善を図るため、27年度から運営費の補助単価の引き上げを行ったところであります。

35ページをお開きください。

子育て支援対策充実事業です。

1現状・課題にありますとおり、この事業は、多様な保育ニーズに応えるため、子育てサービスを提供する保育所等の整備が求められていることから、2事業内容と今後の課題の活動内容にありますとおり、保育所の施設整備を実施する市町村に対する経費の補助を行うとともに、保育所分園の家賃補助を実施する市町村に対する経費の補助を行ったものでございます。

3事業の成果については、右側にありますとおり、老朽化した保育所の改築を実施できたほか、増床等により入所定員が増加するなど、子育て支援サービスの拡充を図ることができました。

4今後の方向性等は、継続・見直しでございます。平成27年度以降は、国から市町村



へ直接交付される保育所等整備交付金を活用し、保育所等の施設整備を行っております。

次に、41ページをお開きください。

はつらつ高齢者地域活動チャレンジ事業です。

この事業は、高齢社会の進行に伴い、高齢者の社会参加の必要性が高まっていることから、2事業内容と今後の課題にありますとおり、地域活動に必要な知識や技術を学び、地域の担い手となるリーダーの育成を図るおおいたシニアリーダーカレッジを開催するとともに、豊かな知識や技能を生かし、地域活動する高齢者をふるさとの達人として登録し、放課後児童クラブ等へ派遣したものでございます。

3事業の成果等については、シニアリーダーカレッジの開催により、地域の担い手となる人材を養成することができたほか、ふるさとの達人として活発に活動していただくことで、高齢者の社会参加が促進され、地域社会の活力の維持向上につながりました。

4今後の方向性等は、継続・見直しでございますが、27年度からは、元気な高齢者が高齢者を支えるというニーズの高い分野の担い手となるよう人材養成講座を改編するなど、高齢者のさらなる社会参加を促進しているところでございます。

続きまして、総合評価Cの事業をご説明いたします。

48ページをお開きください。

障がい者就労環境づくり推進事業です。

この事業は、障がい者雇用の促進が課題となっていることから、2事業内容と今後の課題にありますとおり、就労継続支援A型事業所の設備整備に必要な費用の一部を補助するとともに、県内6カ所で障がい者雇用促進セミナーの開催及び障がい者雇用事例集を作成したものでございます。

3事業の成果等については、A型事業所設備整備費補助事業により、50人が障がい者雇用率算定の労働者に該当するなど、特に知的障がい者の雇用率の向上に大きく寄与したものの、全体の雇用者数の目標100人に対して83人の実績と、目標値を達成することができませんでした。

4今後の方向性等は、継続・見直しでございます。引き続き、就労継続支援A型事業所の設置促進等を図るとともに、平成27年度は、障害者就業・生活支援センターに障がい者雇用アドバイザーを配置し、社会福祉法人等に対し、障がい者の受け入れから定着支援まで包括的な支援などを実施しているところであります。9月末現在で38人が一般就労につながりました。

次に、55ページをお開きください。

生活困窮者支援体制構築事業でございます。

この事業は、今年4月の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活保護に至る前の生活困窮者等に対する相談体制を構築するため、2事業内容と今後の課題にありますとおり、モデル事業を実施する市へ助成を行うとともに、県が実施主体となる町村部においては、日出町社協に委託して、自立相談支援等のモデル事業を実施したものでございます。

3事業の成果については、本人や家族からの申し出だけでなく、関係機関等からのつなぎを含めた相談がふえるなど、これまで支援が十分に行き届いていない複合的な課題を抱える相談支援にも対応できるようになったものの、目標の相談件数には届きませんでした。

4今後の方向性等は、継続・見直しです。27年度は、法施行を受け、町村部の相談支

援等を本格実施するとともに、全市町村に相談窓口が設置されることに伴い、市町村や関係機関との検討会議を開催し、県民誰もがどこでも支援を受けることができる体制の構築を進めてまいります。

なお、本年8月現在の状況では、人口10万人当たりの月平均の相談件数は19.4件となっており、全国平均の16.8件を上回っています。

続きまして、平成26年度行政監査及び包括外部監査の結果の概要のうち、福祉保健部関係についてご説明申し上げます。

お手元の資料、「平成26年度行政監査、包括外部監査の結果の概要」の1ページをお開きください。

まず、行政監査結果の概要に関してですが、監査結果のうち、福祉保健部に関する改善措置等を要するものはございませんでした。

次に、2ページをごらんください。

包括外部監査結果の概要でございます。

5外部監査の結果及び意見にありますとおり、全庁で監査の結果について50件、意見について147件をいただいております。このうち福祉保健部関係について説明いたします。

まず、監査の結果についてですが、5ページをお開き願います。

福祉保健部は9件の指摘を受けました。

具体的には、1番上の委託契約書の記載文言と請求払の方法の関係については、おおいた地域医療支援システム構築事業について、契約書に具体的な支払時期・金額が記載されていないにもかかわらず、別途県で作成した支払計画書に合わせて支払いがなされていることは、相手方との合意に基づく請求・支払いとなっていない旨の指摘を受けたものです。

以下、委託料の積算方法や実施変更計画書の記載内容、委託費の確定処理等についての指摘を受けました。

次に、意見についてです。

16ページをお開きください。

18ページまでの24件については直接指摘をいただきました。指摘は多岐にわたっておりますので、主なものについて説明をいたします。

1番上の再委託先の契約状況等の把握と適切な管理については、大分県社会福祉介護研修センター管理委託業務について、少なくとも年1回は清掃業務など施設管理に係る再委託実施の協議を徹底し、再委託先の選定方法等を確認するなど再委託先の管理状況を直接確認することが望ましいとの指摘でありました。

次に、17ページをお開きください。

下から3番目の契約書における再委託禁止の文言記載についてですが、児童養護施設退所者等相談支援事業について、委託契約書に再委託の禁止の文言が記載されていないため、明記されることが望ましいとの指摘であります。

これらの監査の結果や意見については全て措置済みであり、指摘に従って改善を図ったところであります。

監査結果を踏まえ、事務の一層の適正化、効率化に努めてまいりたいと思っております。

以上で、福祉保健部関係の平成26年度行政監査及び包括外部監査の結果の概要につい

て、説明を終わらせていただきます。

私の説明は以上であります。後は担当の課室長からご説明いたします。

**飯田福祉保健企画課長** それでは、福祉保健企画課関係の決算状況につきましてご説明申し上げます。

一般会計及び特別会計決算事業別説明書の67ページをお開きください。

歳出の主な事業についてご説明いたします。

第3項保健所費第1目保健所費のうち、事業説明欄の上から2番目、訪問看護・介護連携強化推進事業費251万444円でございますが、これは、在宅ケア体制を強化するため、訪問看護を取り入れた在宅支援を実践し、事業効果を検証して波及させるため、圏域ごとの報告会や全県を対象とした研修会を開催したものです。

説明は以上でございます。

**大戸地域福祉推進室長** 決算附属調書の16ページをお開きください。

不用額についてでございます。

科目欄中ほど、福祉生活費の社会福祉費の社会福祉総務費2,747万4,935円のうち、地域福祉推進室分は2,446万5,479円ですが、これは、生活困窮者支援体制構築事業における市町村への補助金の所用額が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

次に、事業別説明書の65ページをお開きください。

歳出の主な事業について説明いたします。

上のほう、第2目扶助費の事業説明欄、生活保護費16億4,369万6,700円でございます。

これは、生活保護に要した経費でございますが、具体的には県に実施責任のあります町村分の生活保護費等でございます。

説明は以上でございます。

**高窪医療政策課長** 医療政策課関係の決算状況についてご説明申し上げます。

決算附属調書の8ページをお開きください。

歳入決算額の予算に対する増減額についてでございます。

科目欄の1番下の地域医療再生基金繰入金2,721万4,385円でございますが、これは、在宅医療連携拠点体制整備事業における市町村等に対する補助金の所要額が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

次に、17ページをお開きください。

不用額についてでございます。

科目欄中ほどの医務費のうち、医療対策費4,271万4,498円でございますが、これは、在宅医療連携拠点体制整備事業における市町村等に対する補助金や、医療提供体制施設整備事業における、医療機関に対する補助金の所要額が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

続きまして、事業別説明書の70ページをお開きください。

歳出の主な事業について説明いたします。

事業説明欄の下から3番目、ドクターヘリ運航事業費2億864万9,860円でございます。

これは、事故や急病、災害時に医師や看護師が搭乗して救急現場に駆けつける救急医療用ヘリコプター「ドクターヘリ」の運航に要する経費に対し補助したものでございます。

次に、71ページをお開きください。

上から5番目、医療提供体制施設整備事業費4億1,322万9千円でございます。

これは、患者の療養環境改善等のため、医療施設が行うスプリンクラー設置等の施設整備に対し補助したものでございます。

説明は以上でございます。

**中西薬務室長** 薬務室関係の決算状況について説明申し上げます。

事業別説明書の73ページをお開きください。

歳出の主な事業について説明します。

第5項薬務生活衛生費第2目薬務費のうち、事業説明欄の初めにあります薬務取締費56万1,480円でございます。

これは、医薬品等製造・販売業者に対する監視・指導、毒物劇物取扱者試験の実施、薬務関係情報システムの運用等に要した経費でございます。

説明は以上でございます。

**藤内健康対策課長** 健康対策課関係の決算状況についてご説明申し上げます。

決算附属調書の16ページをお開きください。

不用額についてでございます。

科目欄の下のほう、保健環境費の公衆衛生費のうち下から2つ目、予防費1億4,561万2,668円については、特定疾患医療委託料等が見込みを下回ったことによるものでございます。

続きまして、事業別説明書の77ページをお開きください。

歳出の主な事業について説明いたします。

第1目公衆衛生総務費のうち事業説明欄の2番目、原爆被爆者対策事業費2億6,244万8,325円でございます。

これは、原爆に被爆した方々に対し、健康管理のための健康診断や健康指導、生活援護のための各種手当の支給及び相談事業等を行ったものでございます。

次に、79ページをお開きください。

事業説明欄の4番目、特定疾患対策事業費15億9,873万8,063円でございます。

これは、難病法に基づき、厚生労働省が定める110疾病の患者について医療費の自己負担分を公費により負担したものでございます。

説明は以上でございます。

**清末国保医療室長** 国保医療室関係の決算状況について説明申し上げます。

決算附属調書の16ページをお開きください。

不用額についてでございます。

科目欄中ほど、福祉生活費のうち社会福祉費の5つ目、国民健康保険指導費7,319万2,392円でございますが、これは、市町村国民健康保険に対する財政調整交付金等が見込みを下回ったことによるものでございます。

続きまして、事業別説明書の76ページをお開きください。

歳出の主な事業について説明いたします。

第5目国民健康保険指導費のうち、事業説明欄の初めにあります国民健康保険基盤安定化事業費115億8,350万1,747円でございます。

このうち、最初の項目の保険基盤安定事業費負担金は、市町村が低所得者を対象に行う国民健康保険税の軽減措置に対し、県がその4分の3を負担したのなどでございます。

また、4番目の大分県国民健康保険財政調整交付金は、市町村国民健康保険の財政基盤安定化のために、療養給付費等の9%を市町村に交付したものでございます。

次に、80ページをお開きください。

事業説明欄1番下の、後期高齢者医療等推進事業費168億9,788万2,945円でございます。

これは、75歳以上が対象の後期高齢者医療に要した経費の12分の1を大分県後期高齢者医療広域連合に対して負担したのなどでございます。

説明は以上でございます。

**前田高齢者福祉課長** 高齢者福祉課関係の決算状況について説明申し上げます。

事業別説明書の84ページをお開きください。

歳出の主な事業について説明いたします。

第3款福祉生活費第1項社会福祉費第3目老人福祉費のうち、事業説明欄1番目の地域包括ケアシステム構築推進事業費2,650万3,273円でございます。

これは、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができる地域包括ケアシステムを構築するため、地域ケア会議の質の向上を図るためのコーディネーターの養成や、自立支援に向けた介護予防の知識と技術の向上を目的とした研修を実施するとともに、市町村間の連携を促進する会議や、行政関係者を含めた県民意識の啓発のため、地域包括ケア推進大会を開催したものでございます。

次に、86ページをお開きください。

事業説明欄4番目の、介護保険給付費県負担金151億3,089万9,879円でございます。

これは、介護保険法に基づき、保険者である市町村が行う介護給付及び予防給付に要した経費や、高齢者が要介護状態等になることを予防するため、市町村が実施する地域支援事業に要した経費の一部を負担したものでございます。

説明は以上でございます。

**飯田こども子育て支援課長** こども子育て支援課関係の決算状況についてご説明申し上げます。

決算附属調書の16ページをお開きください。

不用額についてでございます。

科目欄、福祉生活費の中ほど、児童福祉費の2つ目、児童保護費3,985万2,110円のうち、こども子育て支援課分は、3,341万9,122円でございますが、これは、市町村の子育て支援に資する取り組み等を推進するための子育て支援交付金事業の助成額が、見込みを下回ったことなどによるものでございます。

次に、23ページをお開きください。

収入未済額についてでございます。

科目欄の1番下にあります、分担金及び負担金中、福祉生活費負担金のうち、右の課名欄、こども子育て支援課分4,020万880円ですが、これは、児童を児童養護施設等に入所措置した場合に、保護者等から徴収する児童措置費負担金が、納入義務者である保護者の生活困窮等により収入未済となったものでございます。

次に、55ページをお開きください。

母子寡婦福祉資金特別会計における収入未済額についてご説明いたします。

科目欄の初めにあります、母子寡婦福祉資金の貸付金元利収入9,928万31円についてですが、これは、納入義務者である母子家庭等の生活困窮等により、収入未済となったものでございます。

続きまして、事業別説明書の91ページをお開きください。

歳出の主な事業について説明いたします。

事業説明欄の下から2つ目、児童養護施設退所者等支援強化事業費1,551万9,665円でございます。

この事業は、児童養護施設等の入所児童及び退所児童に対して、児童アフターケアセンターおおいた等の専門的支援経験者が施設職員とともに生活訓練や就労支援等を行い、児童の生活安定など、社会的養護の充実と強化を図ったものでございます。

次に、95ページをお開きください。

母子寡婦福祉資金特別会計の第1目貸付金にございます、母子寡婦福祉資金貸付金7,012万5,400円でございます。

この事業は、ひとり親家庭の親及び寡婦に対し、必要な資金を貸し付けることにより、その経済的自立や、子供の福祉の増進を図ったものでございます。

説明は以上でございます。

**高橋障害福祉課長** 障害福祉課関係の決算状況について説明申し上げます。

決算附属調書の3ページをお開きください。

科目欄1番下、福祉生活費国庫補助金、次のページに移っていただきまして、1番上、減収となったものの2つ目、障がい者福祉施設整備費補助金2億8,420万3千円ですが、これは、障がい者支援施設等を整備する経費について一部繰越明許を行ったものでございます。

次に、16ページをお開きください。

不用額についてでございます。

科目欄中ほど、福祉生活費のうち、社会福祉費の上から2番目、障がい者福祉費6,065万581円のうち、障害福祉課分は6,063万3,187円ですが、これは、障がい者精神通院医療費給付事業等が見込みを下回ったことによるものでございます。

続きまして、事業別説明書の97ページをお開きください。

歳出の主な事業について説明いたします。

第3款福祉生活費第1項社会福祉費第2目障害者福祉費の事業説明欄3番目の、障がい者自立支援給付費県負担金50億585万3,035円でございます。

これは、市町村が支弁する自立支援給付費、すなわち各障がい福祉サービス事業所等が利用者にサービスを提供した場合に、各市町村が支出する費用の一部を県が負担したものでございます。

次に、98ページをお開きください。

事業説明欄の2番目、重度心身障がい者医療費給付事業費10億2,565万8千円ですが、これは、重度心身障がい者の医療費負担の軽減のため、本人負担分について県と市町村が2分の1ずつ補助したものでございます。

説明は以上でございます。

**末宗委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し簡潔・明瞭に答弁願います。

事前通告が2名の委員から出されていますので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

**堤委員** まず、事業別説明書の65ページの生活保護費、住宅扶助の関係ですけれども、27年度から3年かけて削減をされていますけれども、大分県での対象者はどうかと。それと各自治体での対応はどうなっているのか。あわせて、今後、家賃基準額の2万9千円に合わせるような強制的な転居も迫られる可能性もあるんですけれども、そういうふうな対策はどうされているのかということが1つ。

健康対策課で、同じく82ページ、子ども医療費助成事業費についてですけれども、これは質疑もしましたけれども、今後、国としてのペナルティー問題も含めて、全体にわたって検討会を立ち上げると。知事も、これが廃止となるとその議論の入り口にも立つことができるというふうに言っておりますけれども、今後、どのようにその議論を進めていくのかという点。

同じく83ページの歯科医療介護連携推進事業費、高次障がい者歯科医療の設置についての検討、これはこれでいいんですけれども、県歯科医師連盟等から要望のある高次障がいの方々に関係する公的な診療ですね、それについて今どのように検討されているのかという点。

最後に、障害福祉課ですけれども、精神障がい者の公共交通機関利用の場合の助成ですね。実施の要請はしていますけれども、なかなか実現していないというのが実態であります。九州各県の実施の状況及び大分県として今後どうされるのかという点について伺いをいたします。

**大戸地域福祉推進室長** 生活保護の住宅扶助についてでございます。

平成27年7月1日に生活保護法による住宅扶助基準が改正され、近年の家賃物価の動向を反映した上限額の見直しが行われた結果、大分市の単身世帯を除き、基準額は同等、または引き上げとなっております。大分市の単身世帯については、基準額が3万1千円から2万9千円に引き下げとなり、その影響を受けるのは約2,400人余りとなっております。

現在の家賃が基準額を上回ることになった世帯についての県大分市の対応でございますが、まず、近隣の家賃相場等から家賃の引き下げ交渉が可能かどうかについて検討をし、その結果、実際に家賃の引き下げが行われた例が相当数あるというふうに聞いております。

次に、家賃の引き下げが困難であった場合でございますが、すぐに転居の指導を行うのではなく、個別の事情に応じて旧基準を適用する経過措置をとっているところでございます。こうしたことから、直ちに基準額を超えている全ての世帯が基準改正の影響を受ける

わけではございません。県では、県内全ての実施機関に対し、強制的な転居指導などが行われないう、世帯の意思や生活状況を十分確認した上で、丁寧に相談に乗っていくよう指導するとともに、指導監査において確認を行っているところでございます。

説明は以上でございます。

**藤内健康対策課長** まず、子ども医療費助成制度についてであります。

委員ご指摘のとおり、国は子どもの医療制度の在り方等に関する検討会を立ち上げ、医療費の患者負担や地方単独事業に伴う国保の国庫負担金の減額調整、いわゆるペナルティ一、それから、医療提供体制、子育て支援など、子供の医療をめぐる問題を幅広く議論することとされており、いわゆるコンビニ受診など医療費無料化に伴う弊害を指摘する意見もある一方、国において、新たな医療費助成制度の創設を求める意見なども出されております。まずは、この検討会の動向を注視してまいりたいと考えております。

それから、2つ目の高次障がい者歯科医療機関の設置についてであります。

委員ご指摘の、障がい者歯科高次医療施設については、平成27年度事業であります障がい児者歯科診療体制整備事業の中で、大分県歯科医師会に委託しまして、障がい児歯科医療の需要と供給の現状、県内で高次障がい者歯科を行う可能性のある病院、歯科等の調査、新規高次歯科医療機関設置の可能性の調査、設置した場合の採算性、それから、認定歯科医師確保の方法などの調査を行っております。こうした調査結果を踏まえ、高次歯科医療機関設置等に係る検討を行っていく予定にしております。

以上です。

**高橋障害福祉課長** 精神障がい者の公共交通機関を利用する際の割引制度についてでございますが、運賃割引の制度につきましては、基本的に各交通事業者の自主的な判断に基づき行われておる状況がございまして、委員ご指摘のとおり、精神障がい者の運賃割引は、身体障がい者や知的障がい者に比べまして、その導入がおくれている状況でございます。

九州各県の状況ということでご説明申し上げますが、まず、バスにつきましては、本県を除く7県中5県で割引を実施しております。それから、2県におきまして一部の事業者が割引を実施しておるという状況でございます。それから、タクシーについてでございますが、7県中4県で一部の事業者が実施をしております。それから、3県において未実施という状況でございます。

県といたしましては、大分県精神保健福祉会とともに、毎年、県内の公共交通機関に対しまして要望を行ってきておるところでございますけれども、引き続き、身体、知的、精神の3障がいと同じ取り扱いとなるように、国や精神障がい者団体等とも連携しながら、公共交通機関に対しまして、導入について理解と協力を求めていきたいと考えております。

**堤委員** 住宅扶助の関係ですけど、強制的に退去をすることはないということで、経過措置があるということなんでしょうけれども、経過措置の状況というか、どういう内容で何年という期限があるのか、その内容を少し教えてください。

それと、子ども医療費の問題については、議論の入り口に立つことはできると知事が答弁されているんですけども、それを受けて、県として、国の動向というのもしっかりと大事なんだろうけれども、そういう議論をどういうふうにしていくか、検討されていくのかということを再度聞かせてください。

それと、障がい者の歯科医療の関係ですけども、確かにいろいろ調査をしてするとい



うことはいいんだけど、これは前から言っていますよね。公立病院等に重度障がいの歯科診療ができるような体制を、お医者さんの確保だとか設備だとか、そういうのはしていかないかんのだけでも、それも検討の課題の中に入っているのかどうかということ。

最後に、精神障がいの方々の割引の問題、これについては、せめてバスですね。一部実施であったとしても大分県以外はほとんどしているということですね。具体的にバス協会とかがどういうふうな理由でできないのかと。そんなに費用はかかるものじゃないと思いますし、県としてもそんなに予算がかかるものではないと思うんですけども。そういう相手側の対応、それと、もし仮にこれを実施した場合、どれぐらいの予算でできるのかということを再度お伺いいたします。

**大戸地域福祉推進室長** 生活保護費、生活扶助の見直しに関する経過措置の内容ということでございます。

まず、転居によって、通院、通所、通勤や通学に支障があると認められる場合には、実施機関の判断により、引き続き旧基準が認められることとなっております。転居の検討が必要な世帯につきましては、転居先の確保のための期間について旧基準額を認める経過措置の適用を行うこととなっております。この期間につきましては、賃貸借契約に期限があるものについては契約満了のときまで、期限がないものについては28年6月まで1年間の経過措置をつくることとなっております。

**藤内健康対策課長** 確かに7月議会におきまして、知事が、この減額措置が廃止されたらそういう議論の入り口に入ることができるというふうに答えております。ただ、これはあくまで減額措置が廃止されたらという前提で答えたものであり、今回の検討会で減額措置が廃止されるかどうかはまだ不透明な部分がございます。そうした方向性が明らかになった時点で検討を始めたいというふうに考えております。

それから、高次障がい者歯科医療機関については、大分大学医学部附属病院が歯科医師13名、あるいは大分赤十字病院が歯科医師4名というふうに、確かに公的な医療機関で複数、多くの歯科医師を擁しておりますので、こうした公的な医療機関に、高次の歯科医療機関を設置するというのも選択肢に入れて検討を進めていただいております。

以上です。

**高橋障害福祉課長** バス協会さんの対応の状況というご質問でございます。

これまでのバス協会との話の中では、やはりバス事業者が今経営的に非常に厳しいと。

特に厳しいんだという言い方で、その中で、新たにこういった割引制度を設けるというのは経営的に非常に大きい影響が出るということで、現段階では導入はちょっと難しいという回答をいただいているところです。

それから、県の予算ということでございましたけれども、現段階で、特に試算してございませんので、その辺は特にございません。申しわけございません。

**堤委員** 予算の算定をしてみてください。それはちょっと要望しておきますから。

以上です。

**土居委員** 私からは5点質疑いたします。

まず初めに、主要な施策の成果の48ページ、障がい者就労環境づくり推進事業ですが、これはA型をどんどんふやしていこうということでやっていますが、知的では効果が出ていますが、精神のほうではなかなか効果が出づらいのではないかと。特に周辺部、工場等が

ない地域では大変厳しい状況にあると思います。こういった地域でどのように就労環境をよくしていくのか。この課題の克服のためのポイントについてお伺いしたいと思います。

2点目は、主要な施策の成果55ページです。

生活困窮者支援体制構築事業でございますが、これは、市町村の体制は十分ではないと私は認識しています。プランも上げづらいというか、上げにくい。生活困窮者がプランの必要性を認識できていない。そこをどのようにしてプランを作っていくのか、さまざまな課題があります。こういった課題にどのようにして支援をしていって、構築していこうとされているのか、お伺いします。

3番目に、主要な施策の成果の62ページ、大分県立看護科学大学の県内就職の悪化についてです。

26年度は25年度よりも悪化しております。県下の医療機関は看護師不足で大変悩んでいますが、どんどん学生が県外に出ていくという実態です。県内出身の学生の確保を推進していくということですが、具体的な策をお聞かせください。

4番目に、主要な施策の成果の38ページです。

発達障がい児等心のネットワーク推進事業ですが、市町村にサポートコーチを配置することです。全市町村に配置できたのか、また27年度はこれを打ち切るということですので、今後このサポートコーチはどうなっていくのか、お伺いしたいと思います。

5番目です。事業別説明書の105ページです。

精神障がい者地域生活移行支援事業費です。

これは、25年度の事業の内容をちょっと拝見させていただいたんですが、看護師やケアのスタッフも巻き込んで退院促進させていかんといかんというような話もありました。その取り組みの様子についてお伺いするとともに、地域生活へ移行できた患者の数並びにそのうちに病院関係のアパート等に移行した人数はどれぐらいなのか。また、今回の地域生活移行支援事業で見えてくる課題、今後の対策についてお伺いします。

**高橋障害福祉課長** 1点目の、障がい者就労環境づくり推進事業の関係でございます。

本年4月1日現在で、主たる利用者を精神障がい者としております就労継続支援A型事業所は1事業所でございます。就労継続支援A型事業所につきましては、利用者との雇用契約に基づき就労支援を行うものでございますので、最低賃金法などの労働法規が適用されております。このため、精神障がい者に限らず、年間を通じた仕事量の確保ということと、最低賃金以上の安定的な賃金を支給する体制づくりというのが課題であろうかと思っております。

したがって、設置者には、経営者の視点から収益の中核となるような事業をしっかりと確立することが求められておりますし、利用者に対しましては、個々の障がい特性に応じた作業の振り分けを行うなど、きめ細かな対応を徹底することが課題克服のポイントではないかなというふうに考えております。

それから4番目、サポートコーチのご質問でございます。

発達障がい児等心のネットワーク推進事業は、平成24年度から実施をしているものでございますが、この事業開始の段階で、5歳児健診、発達相談を実施していた市町村が5市のみという状況がございましたので、ノウハウを持たない市町村が非常に多かったということもありまして、市町村サポートコーチを配置したところでございます。そして、そ

のサポートコーチが健診実施体制の整備についての指導助言や、現地での実地指導及び大学との連絡調整等の立ち上げ支援を行った結果、現在、県内15市町で5歳児健診、発達相談が実施されるに至っております、3年間の集中的な立ち上げ支援という大きな役割を果たしたものと考えております。

このため、平成27年度は、市町村サポートコーチを配置しておりませんが、現在は、関係機関の実務者で構成する子どもの心の診療ネットワーク会議等で情報共有を図りながら、5歳児健診、発達相談の全体的な底上げを図っているというところでございます。

それから、5番目の地域移行の関係でございます。

精神障がい者の退院の状況につきましては、厚生労働省の全国一斉調査をもとに把握してございます。これによりますと、県内の在院患者数は確実に減少をしております、平成26年6月末の在院患者数は、前年同期に比べまして57人減の4,804人というふうになっております。平成26年6月の1カ月間に退院した患者数は362人となっております、退院先の内訳といたしまして、自宅が209人、グループホームが22人、高齢者施設が34人、転院が71人、死亡等が26人という状況になってございます。

このうち、病院関係の施設へ移行した人数につきましては不明でございます。

それから、25年のご指摘がございましたけれども、現在、地域移行専門員を配置しております、精神科病院の訪問でありますとか、相談支援事業所を訪問いたしまして、病院のほうには相談支援事業所側の地域移行に関する情報提供でありますとか、情報共有を行っておりますし、また、相談支援事業所側に対しましては、病院側の退院を予定されている方がいらっしゃるかどうかとか、そういった双方に情報共有をしながら地域移行の準備を進めております。

また、病院の中での研修等も実施をしております、相談支援専門員が病院に出向きまして、医師や看護師等を交えまして、実際に地域でどういった支援ができるのか、そういった具体的なものをお示ししながら、患者さんへの地域移行を進めるというような状況でございまして、関係者が集まり情報共有をしながら、全体で地域移行のサポートを進めているといった状況でございます。

以上でございます。

**末宗委員長** 答弁はくれぐれも簡潔・明瞭に。

**大戸地域福祉推進室長** 生活困窮者支援体制制度の構築についてでございます。

先ほど部長からご説明いたしましたとおり、相談件数としては全国を上回っており、おおむね順調でございますが、委員ご指摘のとおり、個別プランの作成においては、本県も全国的にもまだまだ不十分というのが実情でございます。

原因といたしましては、プランの作成については、原則として任意事業、就労準備事業でありますとか、家計支援事業を利用する場合は必ず作成するというところになっております。制度のスタート当初ということで、まだ任意事業の取り組みについて市町村が手探りであるということが1点ございますが、やはり任意事業を利用するいかんにかかわらず、適切な支援をするためには個別な計画がないと非常に困難であろうということでございまして、先週、相談支援従事者研修会というのを県のほうで開催したんですが、その場におきましても、任意事業の作成にかかわらず、必要な方には個別プランを作

成してくれというお願いをしたところでございます。

今後でございますが、県が実施責任を負います町村部については、定例的に開催されております支援調整会議などにおいてプランの作成も検討していく、また、市を含めた全県につきましては、県が開催いたします従事者の研修会、また、体制整備の検討会、こういった中でプラン作成の充実を含め、今後の体制の充実に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**高窪医療政策課長** 県立看護科学大学の県内就職率についてでございます。

ご指摘いただきましたように、26年度の県内就職率は40%でございます。前年の52.1%を下回っていると。その前年の平成24年度は42.9%ということで、このところは、大体40%から50%前後を推移しているという状況でございます。

対策としましては、看護大学では、専任の就職相談員制度を導入いたしまして、学内の相談体制強化に努めるとともに、県内の主要な医療機関等と連携してのインターンシップの推進、それから、3年次生を対象としました県内の医療機関合同の就職説明会を開催するなど、県内就職率の向上に努めているところでございます。

それから、既卒者、既に大学を卒業し県外に就職されている方の県内へのUターン就職というのも重要でございます。そういったものを支援、促進するというので、大学では毎年ホームカミングデイというものを開催いたしまして、大学、厚生学院の同窓会、それから、県看護協会と連携いたしまして、県内施設の概要資料や就職情報等を提供しております。これまでに18名のUターン就職者を確認しているところでございます。

それから、県内出身学生の確保対策でございますけれども、入学定員80名のうち35名が推薦入試ということになりますが、その35名のうち30名を県内枠ということにしております。

それから、県内の高等学校への出前授業や、県内高校の進学担当教員を集めた説明会を開催するとともに、高校からの大学訪問を積極的に受け入れまして、大学の説明を行っているところでございます。

さらに、オープンキャンパスを開催いたしまして、県内外の受験生に看護大学を大きくアピールしているところでございます。

今後も、卒業生の県内就職率の推移を注視しながら、適切な方針を検討し、効果的な事業を実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**土居委員** 1つだけ、精神障がい者地域移行支援事業ですが、県下の精神科病院のベッド数が過剰なのはご存じのとおりだと思います。これはやっぱり行政として強く適正化を目指して頑張ってもらいたいなど。そうすることによって、やはり地域にある社会資源を充実させていってもらいたいと、要望しておきます。

**末宗委員長** それでは次に、事前通告をされていない委員で質疑はありますか。

**三浦委員** 2点質問させていただきます。

まず、土居委員からもありました55ページ、生活困窮者支援体制構築事業の関係です。

私の地元、日出町の社協がモデル事業として、25年10月から開始をしていただきまして、私も間近で、よく社協に行って、その事業報告等、さらには、ことし福祉保健生活

環境委員会でも訪れて調査をさせていただいたところなんですが、本当に業務に当たっている職員は正規職員の方が少なく、業務内容も多忙、複雑化しております。最終的には生活困窮者を就職まで持っていくという実績まで上げている中、今年度、生活困窮者自立支援事業で、県所管が町村部ということで、先ほど室長のほうからも支援プランの作成をしていくということですが、現場の悲痛の声というのは多分届いていると思いますので、もっと突っ込んだ支援が必要ではないかというふうに思っているんですが、今後、検討対象になるのかというのが1点。

もう1点が、33ページの放課後子どもプラン推進事業、とりわけ放課後児童クラブの関係です。

私の子供の周りも、本当に多くの子供がこの放課後児童クラブに加入しています。保護者の方も助かっている方がかなりいます。地域の主体性ですから、例えば、うちでいうと宿題をやったりとか、ボランティアの方が和太鼓を教えてくれたりとか、竹トンボをつくったりとか、各地域でさまざまな取り組みがされていると思うんですが、放課後児童クラブの課題というのが、必要なスペースと財政の確保、そして、やっぱり指導員の確保と質の向上だというふうに思っています。

そういった中、ある地域で指導員の方の運営費の流用というのが発覚しました。平成27年度はクラブ数287、児童登録数も1万1千人を超える数の目標値を掲げています。保護者からは不安な声も実は上がってきておりますので、その再発防止に向けた取り組みとして、県はどのように考えているのかということをお伺いします。

**大戸地域福祉推進室長** 日出町における生活困窮者支援事業でございます。

ご指摘のとおり、日出町はモデル事業を実施したこともありまして、今年度の相談件数を見ましても、月平均が40件を超えるなど、国の目安の2倍を超えている状況にございまして、現場の方たちは大変苦勞しているというふうに感じております。

具体的な支援といたしましては、支援調整会議ですが、これは毎月、日出町のほうで開催しているときにはうちのほうも必ず出席をしているところでございます。個別のプランの作成については、なるべく時間がかからず、簡易な方法でできるような工夫を、今後従事者研修会や体制整備検討会の中で検討していったらいいと思います。

**飯田こども子育て支援課長** 放課後児童クラブの関係、とりわけ指導員の関係と申しますか、先般、運営費について不祥事と申しますか、非常に保護者の方も不安を持たれているということで、再発防止についてというお尋ねでございました。

まず、放課後児童クラブの指導員、正確には放課後児童支援員というふうに呼んでおりますけれども、今年度、この支援員に対する研修を行うことにしております。これにつきましては、16科目、時間数にいたしまして24時間ということで、1科目90分の研修を行うようにしております。

現在、県の社会福祉協議会のほうに委託をして準備を進めておりますけれども、この放課後児童支援員の研修科目の中に、放課後児童支援員として求められる役割・機能と、さらに、その中で放課後児童クラブの運営管理と職場倫理というものも1コマ設定をされております。この中身につきましては、今回の事案も受けまして、実施機関とこの内容について今後また詰めていきたいなというふうに考えております。

また、あわせまして今月28日に、市町村の担当係長を招集する会議も予定をしておりますので、そういった会議も十分活用しながら再発防止に向けた検討といたしますか、協議を行っていききたいというふうに考えております。

**三浦委員** 生活困窮者の関係なんですけれども、今、室長がおっしゃるように、本当に限られた職員数でかなりハードな業務をやっていますので、ぜひ財政面といたしますか、人といいたいですか、そういった点も踏まえて、町村部は頑張っていますので、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

最後1点、要望なんですけど、今の2つの事業ではないんですが、医師確保というところで最後に要望させていただきたいんですけれども、先日の病院局の審査のときにもちょっと質問させていただきまして、昨年の決算のときに医師不足ということで、昨年度は救急医、麻酔科医が不足をしていると。今年度聞くと、数値的には定数に足りているんだけど、不足されている科目は呼吸器科、整形外科、そして、救急医が不足をしていると。とりわけこの救急医に関しては2年連続で病院局長からの答弁をいただいていますので、さまざまな背景があると思いますけれども、ぜひ病院局と協議をして医師確保に努めていただきたいなというふうに思います。

以上です。

**末宗委員長** 要望でいいですね。

ほかに質疑ありませんか。

**馬場委員** 1点だけ、主要な施策の成果の37ページの母子家庭等自立促進対策事業について伺います。

今、子供の貧困率についても、ひとり親家庭は50%を超えてかなり高くなっている状況があります。先ほど三浦委員が質問しましたが、生活困窮者の方々の中にも、ひとり親家庭というのが随分と多いのではないかなというふうに思います。

それで、この37ページの1点目は、そこに活動指標として目標値、そして、事業の成果として目標値が掲げられておりますけれども、この母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業件数で、登録者の人数の目標値として113人、就業件数として26年度は89件と。大体こういう登録をされている方々がどのくらいいるのかということですね。母子家庭全体の人数で、この目標値がどのくらいというふうに決めた根拠というか、理由を教えてくださいというふうに思います。

それともう1点は、母子家庭等就業・自立支援センターに行ける方はいいいんですけれども、周辺部を含めて、なかなかここに相談に行けない方もいらっしゃるのではないかなというふうに思うんですね。そうすると、そういう行けない方々を含めて、周知の方法というのが課題になっていると書いているんですけれども、これからどのように周知の方法等をされていくのかなというふうに思います。

その2点についてお願いします。

**飯田こども子育て支援課長** 母子家庭等自立促進対策事業のうち、母子家庭等就業・自立支援センターの登録者の状況、それと、どういった考え方のもとに目標値を掲げていったのか、さらには、周辺部での利用に当たっての取り組みといった趣旨でのご質問というふうに受けとめております。

この就業・自立支援センターにつきましては、26年度中の実績でいきますと、新規登

録者といたしましては181名いらっしゃいます。一方で、登録から外れていく方もいらっしゃるといいますので、若干その年度の中で増減があると聞いております。

それから、目標値の設定のところにつきましては、ちょっと今、手元に資料等ございませんので、後ほどご説明させていただければと思っております。

加えまして、自立支援センターの利用ということで、この周知の方法について、管内といますか、市、また、町村部であれば県の地域福祉室に母子・父子自立支援員を配置しております。そういった支援員が市の窓口でさまざまな相談に対応しておりますので、そういった方に、この就業・自立支援センターの取り組み状況については適宜情報提供しておりますので、まずは、そういった市の窓口でさまざまなサービス、制度についての周知を行っているということでございます。

以上でございます。

**馬場委員** 1つ要望なんですけれども、登録をされている方はある程度いろんな情報等を持って、かかわりが出てくると思うんですけれども、ひとり親家庭の県下全体の人数とか、それから、子供の貧困率を含めて考えたときに、その情報がなかなか手に入らないという方々もかなりいらっしゃるのではないかなと思いますので、ぜひその周知を含めてよろしく願いいたしたいと思います。

以上で終わります。

**末宗委員長** 要望でいいですね。

**馬場委員** はい。

**末宗委員長** ほかにありませんか。

**井上委員** ちょっと勉強不足もあるかと思うんですけれども、主要な施策の成果の55ページの生活困窮者支援体制構築事業、予算や事業費の計上で思うことは、25年度、26年度、27年度、金額に相当ばらつきがあるんですよ。25年度は489万6千円、26年度は1億3,400万円、27年度が2,754万1千円と。これが評価基準になっているということ自体ちょっと、なかなか判断しにくいんじゃないかというふうに感じます。人件費等もざっくりですよ。25年度は人件費500万円で総事業費が489万6千円でしょう。その割合というのは相当大きいなというふうに思うし、それからまた、26年度予算と比較すると1千万円上がっているんだけど1億3千万円の事業もしなきゃいけないという状況。そういったことを考えると非常に予算の計上と人件費のばらつきが多いなというふうに感じるんですね。悪く言えばその場しのぎの関係かなと。国の予算がついたからつけて一緒にやろうと、なくなったからやめて県だけの事業にしようというふうな思いなのか、そういった意気込みというのがこの予算ではわからないんですよ。本当にこれから一生懸命やろうといたら、やっぱり年々予算が大きくなるというのが通常の考え方だと思うんです。

54ページにある事業もそうなんです。7,200万円ある事業が27年度は2,700万円になっているんですよ。先ほど申した26年度予算が7,200万円、27年度が2,700万円、何かぽこっと減っているんですよ。

そういうことを考えたときに、本当にこの成果指標が評価の基準になるのかなということを感じるわけですよ。ですから、その辺を考える必要があるんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

**大戸地域福祉推進室長** 生活困窮者支援体制構築事業につきまして、3カ年で予算が変わっているんですけども、1つは制度の問題で、生活困窮者自立支援法というのが27年4月に施行されました。そのために、27年4月からは実施主体が福祉事務所を設置する自治体ということになっております。それがまずあります。その準備に向けて、県が25年度からモデル事業として県の予算で取り組んでまいりました。25年度は日出町1カ所が27年度の施行に向けた準備に取り組みまして、26年度はそれに加えて9市がことし4月からの法施行に向けての準備に取り組みました。これは県が緊急雇用の基金を使って補助したものでございます。

27年度から正式な法律が施行されたので、市の部分は全て市が負担するようになって、県の分は町村部分だけとなったために、26年度から27年度にかけて大きな予算減に見えるということでございます。

やる気といいますか、そういうのは十分持っているところでございます。

**井上委員** とにかく先ほど言いましたように、やる気を予算に計上して示されるというようなことが私は基準だと思うんです。ですから、もう少し詳しくわかるように説明していただけるとありがたいと思うし、とにかく余りばらつきのないようにしていただきたいと。

何回でも申しますけれども、変わるとすれば、わかるように説明をしていただければと要望しておきます。

**末宗委員長** 要望でいいですか。

**井上委員** はい。

**後藤委員** 事前の勉強不足を露呈するようでちょっと恐縮なんですけど、教えてください。

一般会計及び特別会計決算事業別説明書の66ページ、備蓄費なんですけど、備蓄物資管理費というのは、毎年計上されるものなのか、何日分の何人分なのかというのがわかれば教えてください。それから、大規模災害というのは南海トラフ地震だとか、そういう災害を想定するものであればそれも教えていただきたいのと、あとはどこか大規模に管理している場所があるのか、それを教えていただければと思います。

**大戸地域福祉推進室長** 災害物資の備蓄についてでございます。

この備蓄の取り組みについては、東日本大震災を受けまして、同程度の災害が大分県に起こった場合ということを想定いたしました。その結果、最大18万人の避難者が生じるという試算のもとに、25年度から5年間をかけまして、計画的に備蓄を進めていこうというものでございます。

その備蓄については、まず、18万人が3日間生活するための備蓄ということで、1日分、3分の1については、みずからの蓄え、自助、あるいは近所同士の助け合い、共助といったものでしてもらいまして、残りの3分の2を公助、行政のほうで備蓄をしようという考え方でございます。また、その3分の2のうち半分については、流通備蓄、いわゆる流通業者さんとの契約で賄い、残りの3分の1を計画的に現物として備蓄していくということで取り組んでおりますのが災害物資の備蓄でございます。

具体的には、現在、取り組んでいる拡充物としましては、毛布やアルファ米、レトルトカレー、飲料水、こういった物の備蓄を計画的に進めているところでございます。備蓄の場所としては、県内の6圏域にそれぞれ、例えば、別府、杵築、国東、日出の東部管内においては日出の総合庁舎を、大分におきましては県庁舎の別館であるとか、明野の介護研



修センターの敷地内にあります建物であるとか、そういったところに備蓄を計画的に進めているところがございます。

以上でございます。

**後藤委員** ありがとうございます。

**末宗委員長** ほかに委員の方で質疑ありませんか。

**戸高委員** 要望だけにしておきます。

先ほどちょっと医師確保の話も出ましたけれども、医師確保の考え方というか、今の現状で、これ以上、大学病院等に医師を確保するような要請を続けても、なかなかやっぱり現実的に厳しい状況にあるというふうに思います。そういう意味で、今ある医療資源をどうやって活用するかということが、地域に限らず、広域で連携をすることが大事なかなというふうに思います。1つは、病理医が不足しているということを考えれば、病理診断等は遠隔医療を活用して、今も活用していただいておりますけど、もっとさらに有効にするということが必要ではないかなというふうに思いますし、また、例えば、てんかんについていえば今手術ができるような状況になりました。長崎ができて、今度は福岡こども病院でも診断から手術までできるようになった。そういう体制が整えられればいいんですが、例えば、今やっている沖縄とか、てんかん手術は毎日あるわけではございません。月に1回、東京から医師が来て、その日に集中して手術をするというようなことが可能であれば、またこの大分でもそういった体制が整えられるのではないかなというふうに思いますので、医師確保を叫ぶだけでは非常に難しい部分もありますので、当然、地域にそういう医師がいないといけない診療科もございますので、ぜひ広域的な取り組み、活用を考えて、今後の医師確保についての取り組みをお願いしたいというふうに思います。

以上です。要望です。

**末宗委員長** ほかに委員の方で質問ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**末宗委員長** それでは委員外議員の方。

**久原委員外議員** 一般会計及び特別会計決算事業別説明書の80ページ、後期高齢者医療等推進事業168億9,700万円ですね。来年私も70歳になって、これから団塊の世代がどんどん年寄りになっていく、そういう時代になってきている。これをこのままにしていたら莫大な費用が今から要ると思う。例えば、二、三日、私のいとこの旦那が死んだが、6年間入院しておった。飯も何も食べられない、薬だけずっと入れて6年生きておった。元気になるならいいが、もう死ぬのを待つばかりでそんなことをするのは本当に医療のためにいいのか。

保険基盤安定負担金とか高額医療費負担金など補助をしているが、80歳以上になったら、そういう延命治療するんだったら自己負担をふやせばいいじゃないか。やっぱりどうやってこれからの医療体制というのをつくっていくかということを考えないと。

主要な施策の成果の在宅医療拠点整備事業、私の妻のばあちゃんは在宅医療を大分市でもらった。物すごくいい。朝10時、昼、3時、また夜9時ごろ、看護師かケアマネジャーが来る。医者も1週間に1回ぐらい来る。悪かったらすぐ来る。医者が言うには、こういう形は正解ですと、病院に入れても治療のしようがないと言うんです。だから、あとは家において、そういうふうに看護師さんやケアマネジャーさんが来て、ちゃんと風呂

に入れたり、いろんなことをしてあげたりするので物すごくよかった。死んだときにも、夜中だったけど、ケアマネジャー5人みんな来てくれて、最期をみとってくれて、こんな医療じゃないかなと思うんや。

もう1つは、健康のところまで一生懸命いろんなことをしているが、いつも言うんだが、私のばあちゃんはことし11月で92歳だ。まだくわを持って地下足袋履いて菜園に出ている。だから、1年に1回くらい90歳を過ぎたばあさん等に、くわとか地下足袋とかやったっていいじゃないか、安いものだ。介護保険にも世話になっていない。

そういうふうなものを考えたほうがいいんじゃないかと思うけど、どうでしょうか。

**清末国保医療室長** 今、委員から後期高齢者医療についてご質問がございました。

確かに平成26年度ですと169億5,300万円と、後期高齢者の県の支出金が25年度に比べ2.19%ふえております。これから団塊の世代が、徐々に後期高齢者に移るにつれて医療費が増大するというのは議員おっしゃるとおりだと思っております。これに対して、いかに医療費を少なくするかというのは県としても、また、国としてもそういうところについては今議論をされているところであります。

終末期医療のあり方については、議員おっしゃるような議論もされていると聞いております。そういった医療のあり方については、そういった議論を待ちたいと思っております。

また、医療費適正化については、おっしゃるように、今、県のほうでは医療費適正化計画を策定しております。1つには、健康増進の面から医療費の適正化を進めると。それからもう1つは、医療の提供体制の整備の面で医療費適正化を進めるということで、2本立てで行っております。現在、医療政策のほうでも地域医療ビジョンをつくって、それぞれの地域で、最もその地域にふさわしい医療提供体制を協議しているところでございますので、その協議を待って、そのビジョンができた後に、それを踏まえて、また医療費適正化計画を見直すということになっておりますので、そういった医療の適正化というのに視点を置いて、これからも進めてまいりたいと考えております。

**末宗委員長** 質問の要旨が、もういいかげんに変えたらどうかという意見だったけど、今から協議するということで。

**高窪医療政策課長** 要は終末期医療、延命治療に非常に医療費がかかって医療費の高騰につながっているというご指摘だと思います。

確かにそういうところがございまして、今もお話がありましたように、最終的には、あくまでも病院は延命治療を行う場ということで、死生観といいますか、死をどう考えるかというのは、また医療と少し別の話かと思えますけれども、自宅で穏やかな死を迎えたい、そういう思いというのが実際には非常に厚労省の調査でも多くなっております。ただ、実際に自宅で死を迎える方というのは、たしか全国で12.数%、県内では8%ぐらいと非常に少なくなっています。そういったことで、そこはご本人と家族がそういったときにどういうふうに、どこまで延命治療をしてもらうのか、そういったことをあらかじめ相談しておくとか、そういった死生観をひとつ変えていく必要があるのかなど。

それと、先ほど在宅医療連携拠点推進事業ということでちょっとお話がありましたけれども、病院じゃなくて在宅で安心して療養生活を送れる、あるいはそういった方が急変したときに医療機関で対応できる、そういった在宅医療の推進というのが本当に求められておりますので、先ほどの連携拠点推進事業、在宅医療となるといろんな医療関係者がチー

ムを組んでやっていくような形になりますので、お互いの情報交換であるとか、そういった在宅医療に携わる方の研修であるとか資質の向上をやって、これからの在宅医療の充実に向けて、県も取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**前田高齢者福祉課長** 議員ご指摘の、介護保険を使わない高齢者に対して何らかのご褒美と言ったらあれですけども、するべきじゃないかというご指摘でございます。

我々も今、高齢者がいつまでも元気で地域で暮らせるようにということで、介護予防の充実とか、それから、健康づくり、体操を広めたりといったようなことをしておるわけですが、今後も健康寿命の延伸ということもございまして、そういった取り組みとも絡めて、例えば、何歳まで元気であれば少し商品なりお祝いをするのかといったようなこと、また、どういった方法でお祝いを形とするかといったようなこともちょっと研究させていただいて、他県の様子も研究させていただきながら、課題とさせていただきたいというふうに思っております。

**末宗委員長** いいですか。

**久原委員外議員** さっき言ったように、そういう課題があるので、国がどうだこうだじゃなくて、やっぱり大分県でも先進的にね、こうやったらどうだろうかということをしかりつくり上げていくというような努力が必要だと思うので、お願いしたいと思います。

**末宗委員長** それでは、一応要望という形で終わらせていただきたいと思います。

ほかにありませんか。

**守永委員外議員** 3つの事業についてお尋ねしたいと思うんですが、まず、主要な施策の成果の31ページなんですけど、大分にここ保育支援事業の成果指標についてなんですけれども、この成果指標となっている助成全国順位というのがあるんですが、これはどのように導き出される順位なのかを教えてください。子育ての経済的負担軽減の指標として考えたときに、どのような意味を持つ指標なのかというのを教えてください。

それと、2番目が、保育サービス推進事業費、これは同じく施策の成果の32ページにあるんですが、これは活動指標としている189というのは、最初、県下の全保育施設の数かと思ったんですが、実績がそれを上回っていますので、全施設じゃないみたいなんですけど、この189という数字がどういう意味合いの数字かを教えてください。

延長保育の実施に当たって、職員とかスタッフの時間外勤務がふえているんじゃないかと思うんですが、そういった職務環境の実態調査などはしていないのか教えてください。

3つ目が、発達障がい児等心のネットワーク推進事業についてなんですけれども、施策の成果の38ページにまとめてある言葉の表現の問題なんですけれども、発達障がいの発見という言葉が使われているんですけども、たびたびお願いをしてきたんですが、発見という言葉が、決して悪いことばかりに使われている言葉ではないというのはわかるんですけども、ただ、発見される立場に立てば、特に保護者の方々の思いとすれば、ショックを受ける状況もあろうと思うんですが、気づきという言葉を使っただけじゃないかと、その辺の考え方としてはいかがでしょうか。

**飯田こども子育て支援課長** 私のほうからは2点につきまして回答をさせていただきます。

まず、大分にここ保育支援事業の成果指標についてでございます。

この成果指標の全国順位、どういった形で導き出されるのかということ、それから、ど

ういった意味を持つ指標なのかということをございますけれども、この大分にここに保育支援事業につきましては、子育ての経済的負担の軽減を目的としております。成果指標も子供1人当たりの医療費、保育料等の助成全国順位としておりますけれども、この実績値のところでは10位というふうにしてはありますが、これにつきましては、平成26年度当初予算の全国都道府県における子ども医療費助成額と保育料の助成額を合算いたしまして12歳以下の子供の数で除して1人当たりの助成額を算出し、全国順位をつけているものでございます。

本指標につきましては、おおいた子ども・子育て応援プラン第3期計画における総合的な成果指標が10項目ございますけれども、その1つでもあります。保護者負担の軽減の取り組みについて全国トップレベルを目指すといった意味でも、指標と考えているところでございます。

それから、保育サービス推進事業の関係でございますけれども、活動指標の中で189という目標値、26年度でございますけれども、これが全保育施設なのかどうかということ、それから、延長保育の職員、スタッフの超過時間の関係でございます。

まず、189につきましては、これは、おおいた子ども・子育て応援プランの第2期計画におきまして、市町村の目標値を積み上げて設定したものでございます。それによりまして、全ての保育所数ということではございません。市町村の目標値ということで整理しております。

なお、ことし3月に第3期計画を策定いたしましたけれども、27年度から31年度までの目標値、これは、237カ所を新たに設定したところでございます。

また、延長保育の実施に当たっての超過時間の問題でございますけれども、ことし4月から施行されました子ども・子育て支援新制度におきまして、保育所の施設型給付の基本分におきまして延長保育に係る職員2名、それから、非常勤職員の3時間分の人件費が措置をされております。延長保育の実施に当たりましては、それぞれの保育所のほうでシフト勤務の体制を工夫しながら実施しているというふう聞いております。

ただ、保育所の職場環境が厳しいというお話も一方でお聞きをしております。今後とも保育所、それから、関係する保育団体等からの意見も聞きながら実態把握に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

**高橋障害福祉課長** 発達障がいの早期発見という、発見の言葉についてのご質問でございます。

発達障がいの早期発見という表現につきましては、国及び地方公共団体の責務等について定めた発達障害者支援法を初め、国の施策体系でも明記されているところでございます。議員ご指摘のように、保護者の方への配慮という面は確かに考えられるかと思うんですけれども、県として、できるだけ早く見つけて、また、それを積極的に支援するという姿勢を示すためには、やはり発見という表現を使ったほうがわかりやすく、かつ適当ではないかと考えております。

以上です。

**守永委員外議員** まず、ここに保育支援事業の全国での助成金の1人当たりの多い少ないを指標であらわしたというふうなことになるんですけれども、やはり各地域地域でこれ

だけお金を助成していますよということと、1人1人の負担というのは意味合いが違うと思うので、何かその辺がわかるような分析をしていかなければ、いわゆるお金は出している、だけれども負担も大きいんだと。何のことはない、全体的なかかる経費が高かったというふうなことでは意味がないと思うので、その辺がわかるような指標が必要ではないかなというふうに思います。ぜひ工夫していただければというふうに、これは要望になります。

それと、保育サービス推進事業費の部分で、各市町村ごとの目標を積み上げたというふうな形での説明があったんですが、市町村ごとの目標というのが、いわゆるニーズに合わせて、このぐらいの施設が必要だというふうな目標設定であれば、それを積み上げた数字で問題はないと思うんですが、その辺が各市町村の計画段階でニーズがこれだけあるはずだから、これだけの施設を確保するんだというものであったのかどうかだけ、もしわかれば教えてください。

あと、発達障がいが発見という言葉、確かにそこを早目に気づくんだ、発見するんだというふうな施政者側としての、行政としての積極性は示されるのかもしれませんが、やはりおたくのお子さんは発達障がいですよというふうに言われる親御さんの立場からすれば、気づいてあげたということと発見してあげたというのでは、かなり受けとめ方は違うと思うんです。行政用語として、国が発見という言葉を使っている、早期発見という、いわゆるがんの早期発見と同じ使い方なんですよね。じゃ、発達障がいそのものが悪いことなのかという考え方にも結びつくのではないかと思いますので、決してそうではない、早目に気づけば回復できるんだ、追いつけるんだというふうなことがあれば、もう少し親御さんがその実態を受けとめられるように配慮してあげられる分は配慮していく。全国共通の行政用語として使わざるを得ないところは、それはそれで残さざるを得ないかもしれませんが、使い方として少しの配慮があってもいいんじゃないかなというふうに思っていますので、これは要望になりますけれども、ご検討いただければと思います。

**末宗委員長** 答弁の要る分があるんですね。それなら制限時間を超えていますので、簡潔・明瞭にお願いいたします。

**飯田こども子育て支援課長** 保育サービス推進事業の関係でございます。

延長保育の積み上げ、目標につきまして、市町村におきましても保育サービスの量の算定に当たりましては、市町村も子ども・子育て支援事業計画をつくっております。この計画を策定するに当たりましては、子ども・子育て支援会議というものを市町村のほうでも設置をいたしまして、そこで十分に議論の結果を計画の中に盛り込んでおりますので、いわば地域の保護者のニーズ調査でありますとかアンケート調査、そういったことの結果を踏まえまして、各市町村で量を算定したところでございますので、それを積み上げて県の計画としても目標値としたところでございます。

以上でございます。

**末宗委員長** あとは要望でいいですね。

ほかに、委員外議員で質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**末宗委員長** それでは、本日の質疑等を踏まえ、ほかに何か質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**末宗委員長** ほかにないようでありますので、これで質疑を終わります。

それでは、これをもって福祉保健部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

これより内部協議に入りますので、委員の方はお残りください。

〔福祉保健部、委員外議員退室〕

**末宗委員長** これより、決算審査報告について内部協議に入ります。

先ほどの福祉保健部の審査における質疑等を踏まえ、指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等の取りまとめについて協議いたします。

ご意見、ご要望がありましたらお願いいたします。

**堤委員** 子ども医療費の問題については、今後検討も加えていくという方向ですので、そういう予算措置も含めて、助成の拡大についてぜひ今後検討していただきたいというのが1点と、重度障がい者の歯科治療については、これはさまざまな団体からも今要望も来ていますので、本格的に県立病院だとか公立病院について歯科診療体制もとっていくべきだというふうに思うんですけれども、それもぜひそういう検討を今後具体的にやっていただきたいと。その2点をお願いしたいと思います。

**末宗委員長** ほかにありませんか。

**井上委員** 先ほどちょっと質問した主要な施策の成果の表の出し方、どうも違和感を感じるんですけど、そう思いませんか。そのときそのときで、市町村を加えた予算にしたり、次の年は県の予算だけにしたり、その予算の計上もふえたり減ったりすると、どうも頭の整理がつかないところがあるんですけれども。この成果についてはもう少し検討する必要があるんじゃないかと思うんですが、どうですかね。

**末宗委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**末宗委員長** それでは、ただいま委員からいただきましたご意見、ご要望及び本日の審査における質疑を踏まえ、審査報告書案として取りまとめたいと思いますが、詳細については委員長に一任願います。いいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**末宗委員長** 以上で、福祉保健部関係の審査報告書の検討を終了いたします。

ここで、執行部が入室しますので、少々お待ちください。

〔議会事務局、委員外議員入室〕

**末宗委員長** これより、各種委員会関係の審査に入ります。

まず、議会事務局関係の審査に入りますが、説明は要点を簡潔・明瞭にお願いします。

それでは、議会事務局長の説明を求めます。

**滝口議会事務局長** 議会事務局関係の決算について、ご説明いたします。お手元の平成26年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書の283ページをお開き願います。歳出決算総括表でございます。

議会事務局関係は、第1款第1項議会費のみで、予算現額11億5,643万9千円に對しまして、支出済額は11億2,040万5,958円、不用額は3,603万3,042円でございます。

次に285ページをお開き願います。

まず、第1目の議会費は、予算額8億3,778万7千円に對しまして、決算額は8億466万4,736円でございます。その主な内訳でございますが、左から2つ目、事業別決算額覽の1番上、6億2,470万2,370円は、議員42人分の報酬、手当等でございます。

次にその下、議会運営費1億7,996万2,366円は政務活動費交付金、あるいは全国都道府県議会議長会負担金等でございます。

286ページをお開き願います。第2目事務局費は、予算額3億1,865万2千円に對しまして、決算額は3億1,574万1,222円でございます。その主な内訳は、事務局職員31人分の給与費や会議録、議会資料の作成に要した経費等の事務局運営費でございます。

次に、不用額のご説明を申し上げます。決算附属調書の15ページをお開き願います。1番上の議会費の不用額3,312万2,264円は、政務活動費交付金2,864万円余りの減、あるいは議員登庁旅費の減などでございます。

以上、簡単でございますが説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

**末宗委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し簡潔・明瞭に答弁願います。

今回、事前通告はありませんが、事前通告されていない委員で質疑はありませんか。

**土居委員** 事務局運営費の人件費について質疑したいと思いますが、行革の中で人件費の削減、どんどん人員も減ってきているのが現状でございます。二元代表制という議会事務局の職員として、あるべき体制、私は議会側としてもっと充実してもらいたいなと思っ  
ているぐらいなんですけれども、大変厳しい状況がございます。人事をするのは執行部というところで、人事権を議会は持っていませんが、事務局職員で県庁職員と。で、行革の対象になっているのではないかと私は思っているんですが、その辺、この絶対矛盾的自己同一、どのように理解されているのか、お伺いしたいと思います。

**滝口議会事務局長** お答えをいたしたいと思えます。

私ども議会事務局の職員といたしましては、5月から新しい体制で議員の皆様方との体制が発足いたしました。ことしは執行部におきましても、行革プランを今まさに作り、これからの県全体の行財政の枠組みというものが今、大詰めを迎えているという中では、事務局につきましても、その枠組みの中でというふうに思っております。

また、スタッフにつきましては現在31名ということで、そういった部分はあるにしましても、議会活動、そして議員の皆様方の活動がうまくいくようにということで、我々精いっぱいこれからも取り組む所存でございます。

以上でございます。

**末宗委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**末宗委員長** 委員外議員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**末宗委員長** 別にないようでありますので、これで質疑を終わります。

これをもって議会事務局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

ここで、執行部が入れかわりますので、少々お待ちください。

〔議会事務局退室、人事委員会事務局入室〕

**末宗委員長** これより人事委員会事務局関係の審査に入りますが、説明は要点を簡潔・明瞭にお願いします。

それでは、人事委員会事務局長の説明を求めます。

**河野人事委員会事務局長** 人事委員会事務局でございます。

人事委員会関係につきましては、平成25年度決算審査報告書の指摘事項はございません。また、平成26年度主要施策も該当はございませんので、平成26年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書により説明いたします。説明書の289ページをお願いいたします。

第2款総務費第8項人事委員会費の第1目委員会費は、予算額746万4千円に対し、決算額は730万3,352円でございます。

その主なものは、委員3名分の報酬678万円と人事委員会の開催、各種会議への出席等、委員会の運営に必要な経費でございます。

次に、第2目事務局費でございます。予算額1億4,387万4千円に対し、決算額は1億4,348万925円でございます。

その内訳は、まず事務局職員15人分の給与費が1億2,507万2,501円でございます。

次の事務局管理事業費369万9,953円は、各種会議等への出席、図書・文具の購入など、事務局の運営・管理に要した経費でございます。

次の任用関係事業費1,312万5,169円は、県職員及び警察官の採用試験の実施及び募集等に要した経費でございます。

次の給与関係事業費128万2,050円は、民間給与実態調査、県職員の給与に係る報告及び勧告等に要した経費でございます。

最後の審査関係事業費30万1,252円は、県職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立て等の公平審査事務等に要した経費でございます。

以上、簡単でございますが説明を終わります。よろしく申し上げます。

**末宗委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立のうえ、マイクを使用し簡潔・明瞭に答弁願います。

今回、事前通告はありませんが、事前通告されていない委員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕



**末宗委員長** 委員外議員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**末宗委員長** 別にないようでありますので、これで質疑を終わります。

これをもって人事委員会事務局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

ここで、執行部が入れかわりますので、少々お待ちください。

〔人事委員会事務局退室、労働委員会事務局入室〕

**末宗委員長** これより労働委員会事務局関係の審査に入りますが、説明は要点を簡潔・明瞭にお願いします。

それでは、労働委員会事務局長の説明を求めます。

**小嶋労働委員会事務局長** 労働委員会事務局の平成26年度決算についてご説明いたします。

お手元の一般会計及び特別会計決算事業別説明書の291ページをお開きください。

関係する歳出科目は、第5款労働費の第4項労働委員会費であります。

26年度の決算額は、予算現額9,516万円に対しまして、支出済額は9,337万1,644円、不用額は178万8,356円であります。

次に293ページをごらんください。第1目委員会費の決算状況についてご説明いたします。

予算額1,217万8千円に対しまして、決算額は1,102万5,852円であります。

事業別決算額の内訳ですが、委員報酬が887万4千円。これは、毎月2回行われる定例総会等に係る委員15人分の報酬であります。

その下、委員会運営費215万1,852円あります。

これは、総会や各種会議への委員の旅費や、不当労働行為事件の審査、調整等に要した経費であります。

事業説明欄の中ほど以下に、26年度に取り扱った審査及び調整件数を記載しています。

まず、不当労働行為事件の審査件数は、前年度からの係属案件が1件です。使用者が労働組合法で禁止されている不利益取扱いや団体交渉拒否等の不当労働行為を行ったかどうかを審査するものであります。なお、本案件は平成26年6月11日、関与和解により終結しました。

1項目飛ばしまして、労働争議のあっせん件数は4件です。

これは労働組合と使用者との間に労働条件等に関する紛争が発生し、自主的な解決が困難となった場合に、申請に応じて公労使各1名の委員があっせん員となり、公正な立場で調整し、円満な解決を図るものです。

26年度の4件のうち、取下げとなったものが2件、打ち切りとなったものが1件、次年度繰り越しとなったものが1件となっています。

その下の項目、個別労働関係紛争のあっせん件数は2件です。

これは、労働組合に入っていない、あるいは労働組合のない企業の個々の労働者と使用

者との紛争を調整するもので、和解により解決したものが1件、取下げとなったものが1件となっています。

続いて、294ページをお開きください。

第2目事務局費であります。予算額8,298万2千円に対しまして、決算額は8,234万5,792円です。

事業別決算額の内訳は給与費が7,525万38円で、事務局職員8人の給料、職員手当等です。

その下、事務局運営費709万5,754円で、これは各種会議への出席、不当労働行為事件及びあっせん事件の職員調査、そのほか労働委員会制度の周知・広報等、事務局の運営に要した経費です。

続きまして、不用額についてご説明します。お手元の決算附属調書の17ページをお開きください。

17ページ中ほどの労働費の1番下、労働委員会費のうち、委員会費の不用額115万2,148円です。これは、委員の報酬や旅費等の所要額が見込みを下回ったことによるものでございます。

以上で、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**末宗委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し簡潔・明瞭に答弁願います。

今回、事前通告はありませんが、事前通告されていない委員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**末宗委員長** ほかに委員外議員で質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**末宗委員長** 別にないようでありますので、これで質疑を終わります。

これをもって労働委員会事務局関係の審査を終わります。執行部はお疲れさまでした。

ここで、執行部が入れかわりますので、少々お待ちください。

〔労働委員会事務局退室、監査事務局入室〕

**末宗委員長** これより監査事務局関係の審査に入りますが、説明は要点を簡潔・明瞭にお願いします。

それでは、監査事務局長の説明を求めます。

**宮崎監査事務局長** 監査事務局関係の決算につきまして、ご説明申し上げます。平成26年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書の295ページをお開きください。

監査事務局関係は、監査委員費1項のみで、予算現額2億901万8千円に対しまして、支出済額は2億817万9,243円、不用額は83万8,757円です。

その内訳については、次の297ページをごらんください。

まず、第1目委員費につきましては、予算額1,878万4千円に対しまして、決算額は1,869万4,216円です。

この内訳は、常勤の監査委員の給与費及び非常勤の監査委員3人分の委員報酬の計1,821万5,616円と、旅費など監査に要した経費47万8,600円でございます。次に、第2目事務局費です。

予算額1億9,023万4千円に対し、決算額は1億8,948万5,027円でございます。

この内訳は、監査事務局職員20人分の給与費1億8,037万6,951円と、監査補助に要した事務局職員の旅費、需用費等の経費910万8,076円でございます。

以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**末宗委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立のうえ、マイクを使用し簡潔・明瞭に答弁願います。

今回、事前通告はありませんが、事前通告されていない委員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**末宗委員長** 委員外議員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**末宗委員長** 別にないようでありますので、これで質疑を終わります。

これをもって監査事務局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

これより内部協議に入りますので、委員の方はお残りください。

〔監査事務局、委員外議員退室〕

**末宗委員長** これより、決算審査報告について内部協議に入ります。

議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局及び監査事務局の審査における質疑等を踏まえ、指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等の取りまとめについて、協議いたします。

ご意見、ご要望がありましたら、お願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**末宗委員長** 特にないようですので、審査報告書案の取りまとめについては、本日の審査における質疑を踏まえ、委員長に一任願います。

〔「異議なし」と言うものあり〕

**末宗委員長** ありがとうございます。

以上で、各種委員会関係の審査報告書の検討を終わります。

以上で、本日の審査日程は終わりましたが、この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**末宗委員長** それでは、次回の委員会は、23日、金曜日の午前10時から開きます。

以上をもって、本日の委員会を終わります。

お疲れさまでした。